

(7) 楽しむ

【現基本構想】

◆取り巻く状況

滋賀の各地には、質、量ともに誇るべき文化財のほか、暮らしに溶け込んだ年中行事や魅力ある身近な自然、風景があり、それを楽しみ、伝える伝統が根付いています。

近年、メディアの発達や情報化の中で、人々の価値観やライフスタイルが変化しています。また、新しい芸術活動も活発になり、楽しみのあり方も多様化していますが、伝統の継承と新たな時代の文化の創造による滋賀ならではの文化を守り育てることにより、滋賀を元気にしていくことが求められています。

◆将来の姿

伝統・文化や自然、地域に親しめる社会

(個人の視点からみた将来の姿)

- 仕事と生活がほどよく調和し、ゆとりと豊かさを享受できる生活になっています。
- 誰もが自然や伝統・文化に触れ、地域への誇りや愛着を持ち、スポーツに親しんだり、地域活動に参加しています。

(それを支える社会環境の将来の姿)

- 短時間就労や在宅勤務など、人生の段階に応じて誰もが働きやすい職場環境が整備されています。(働く)
- 身近にスポーツを楽しんだり、運動できる環境が整っています。(健康)
- 自然に直接触れる機会や、農林水産業や製造業、サービス業などの仕事を実際に体験できる仕組みが整備されています。(学ぶ・育てる)
- 地域の伝統文化や美術や音楽、演劇などの芸術文化に触れたり、つくったりしながら、生活を楽しんでいます。(学ぶ・育てる)
- 地域活動やボランティア活動などに参加する機会や場があります。(つながる)

ア 「将来の姿」の実現に向けた施策の取組状況

「将来の姿」の実現に向けて、子育て・子育て応援プロジェクトや地域を支える医療福祉・在宅看取りプロジェクト、地域の魅力まるごと産業化プロジェクトの未来戦略プロジェクトと各分野の部門別計画を基本として施策を展開してきました。

(ア) 誰もが働きやすい職場環境の整備

「滋賀県男女共同参画計画」等に基づき、ワークライフバランスの推進など、仕事と生活の両立のための職場環境づくりや、育児や介護をしながら就業を継続できるような企業への啓発施策など、多様な働き方ができる就業環境の整備と就業機会の確保などに努めてきました。しかし、依然として県民ニーズは高くなっています。

(イ) 健康なひとづくり

「健康いきいき 21」や「レイカディア滋賀プラン」等に基づき、高齢者について、長い高齢期を心豊かに生き生きと自立した生活ができるよう、高齢者の健康増進や、スポーツ・文化活動・生涯学習などの生きがいつくりの支援が期待されています。

(ウ) スポーツ・運動

小学5年生の体力が全国平均を下回っており、子どもの体力向上が課題となっています。また、本県での平成 36 (2024) 年国体開催が内々定し、平成 32 (2020) 年の東京オリンピック開催も決定されたことから、これを契機としたスポーツ環境整備やあらゆる分野への波及するよう誘引していくことが求められます。

(エ) 魅力ある文化の振興と伝統文化・芸術文化に触れる機会の充実

平成 24 年度から「美の滋賀」づくりの施策を進めており、神と仏の美やアール・ブリュットなどの滋賀ならではの美の魅力を発信し、魅力ある地域づくりを進める取組みが県内各地で展開されるようになっていきます。

心の豊かさや、人と人との絆が求められる時代を迎え、文化の役割がより重みを増していることを背景として、「滋賀県文化振興基本方針」等に基づき、「県民の主体的な文化活動の促進」、「未来の文化の担い手の育成」、「文化力の向上による滋賀ブランドの構築」に取り組んできました。

イ 県民満足度の推移

スポーツ振興、健康、文化の満足度は高く、行政へのニーズは低くなりつつあります。

(ア) 健康

平成 19 年度	家庭、地域、学校、職場が一体となった健康づくりの取組
平成 22 年度	健康づくりと介護予防の推進
平成 25 年度	スポーツ振興や健康づくりの推進

	満足 どちらかといえば満足	どちらでもない	不満 どちらかといえば不満
平成 19 年度	25.2%	40.5%	22.8%
平成 22 年度	21.7%	44.9%	16.5%
平成 25 年度	33.2%	40.4%	9.4%

(イ) 芸術文化に親しめるまちづくり

平成 19 年度	貴重な歴史や文化資産の保存とまちづくりなどへの活用 文化芸術の体験機会の充実や活動支援
平成 22 年度	個性ある地域文化の構築
平成 25 年度	地域の歴史や文化を活かし、さまざまな芸術文化に親しめるまちづくり

	満足 どちらかといえば満足	どちらでもない	不満 どちらかといえば不満
平成 19 年度 (歴史資産/ 文化芸術)	36.6% 23.8%	36.3% 43.3%	11.0% 14.2%
平成 22 年度	17.3%	42.9%	20.4%
平成 25 年度	35.9%	35.7%	15.6%

(ウ) 施策ニーズ

平成 19 年度

家庭、地域、学校、職場が一体となった健康づくりの取組	7.5% (24 位/51 項目中)
文化芸術の体験機会の充実や活動支援	4.4% (33 位/51 項目中)
貴重な歴史や文化資産の保存とまちづくりなどへの活用	4.3% (36 位/51 項目中)

平成 22 年度

健康づくりと介護予防の推進 10.9% (10 位/27 項目中)

個性ある地域文化の構築 3.0% (22 位/27 項目中)

平成 25 年度

スポーツ振興や健康づくりの推進 3.8% (23 位/27 項目中)

地域の歴史や文化を活かし、さまざまな芸術文化
に親しめるまちづくり 2.3% (26 位/27 項目中)

ウ 取り巻く現状

(ア) 県民の1日の生活時間

A) 県民の1日の生活時間

本県の種類別行動時間は、おおむね全国並みとなっています。各人が自由に使える時間における活動は増加傾向にあります。男性は、仕事の時間が長く、女性は、家事等の時間が長い傾向にあります。

滋賀県および全国の種類別行動時間

(時間、分)

種類	1次活動			2次活動							3次活動									
	睡眠	身の回りの用事	食事	通勤・通学	仕事	学業	家事	介護・看護	育児	買い物	移動(通勤通学除く)	テレビ・新聞等	休養・くつろぎ	学習・研究(学業以外)	趣味・娯楽	スポーツ	ボランティア・社会参加	交際・付き合い	受診・療養	その他
滋賀県	7.38	1.17	1.37	0.30	3.55	0.24	1.33	0.04	0.15	0.25	0.30	2.14	1.33	0.09	0.46	0.14	0.06	0.19	0.09	0.20
全国	7.39	1.20	1.39	0.31	3.45	0.24	1.31	0.03	0.15	0.27	0.30	2.30	1.30	0.11	0.44	0.12	0.04	0.19	0.09	0.17
差	-0.01	-0.03	-0.02	-0.01	0.1	0	0.02	0.01	0	-0.02	0	-0.16	0.03	-0.02	0.02	0.02	0.02	0	0	0.03

(資料) 社会生活基本調査:総務省

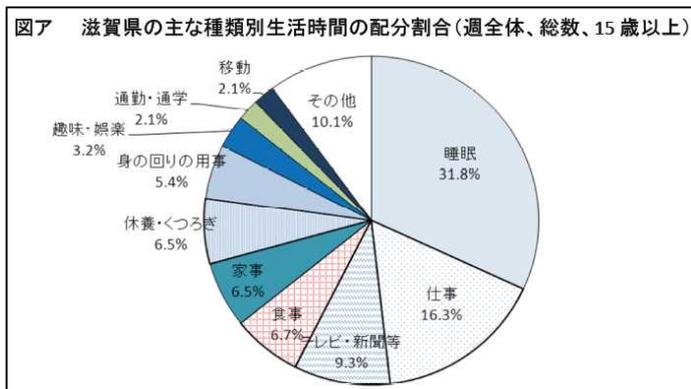
※1次活動時間・・・睡眠、食事など生理的に必要な活動

2次活動時間・・・仕事、家事など社会生活を営む上で業務的な性格の強い活動

3次活動時間・・・1次活動、2次活動以外で各人が自由に使える時間における活動

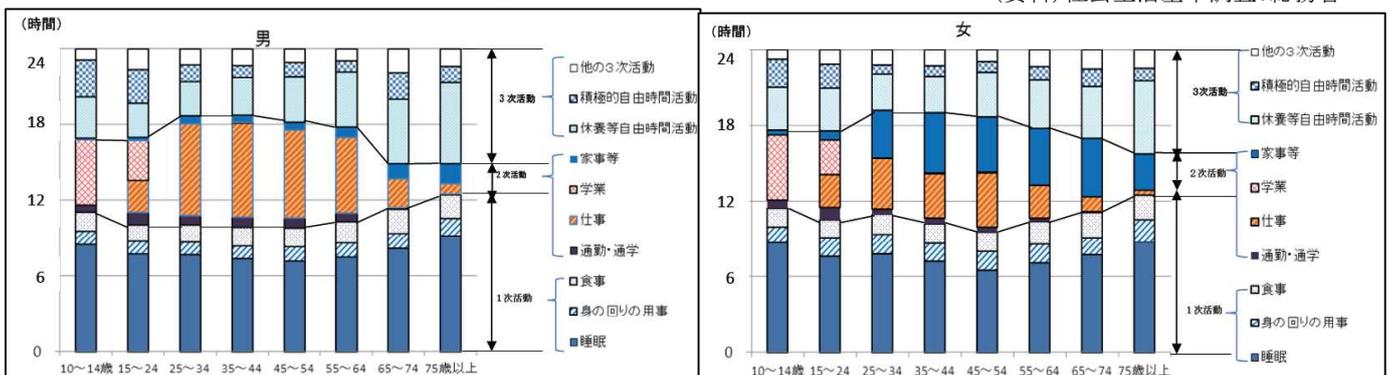
本県の主な種類別生活時間の配分割合

(資料) 社会生活基本調査:総務省



本県の男女・年齢階級・行動の種類別生活時間

(資料) 社会生活基本調査:総務省



(時間. 分)

	平成18年			平成23年			増減		
	1次活動	2次活動	3次活動	1次活動	2次活動	3次活動	1次活動	2次活動	3次活動
総数	10.30	7.09	6.21	10.35	7.03	6.22	0.05	-0.06	0.01
男	10.27	7.06	6.27	10.25	6.57	6.38	-0.02	-0.09	0.11
女	10.33	7.13	6.14	10.45	7.08	6.07	0.12	-0.05	-0.07

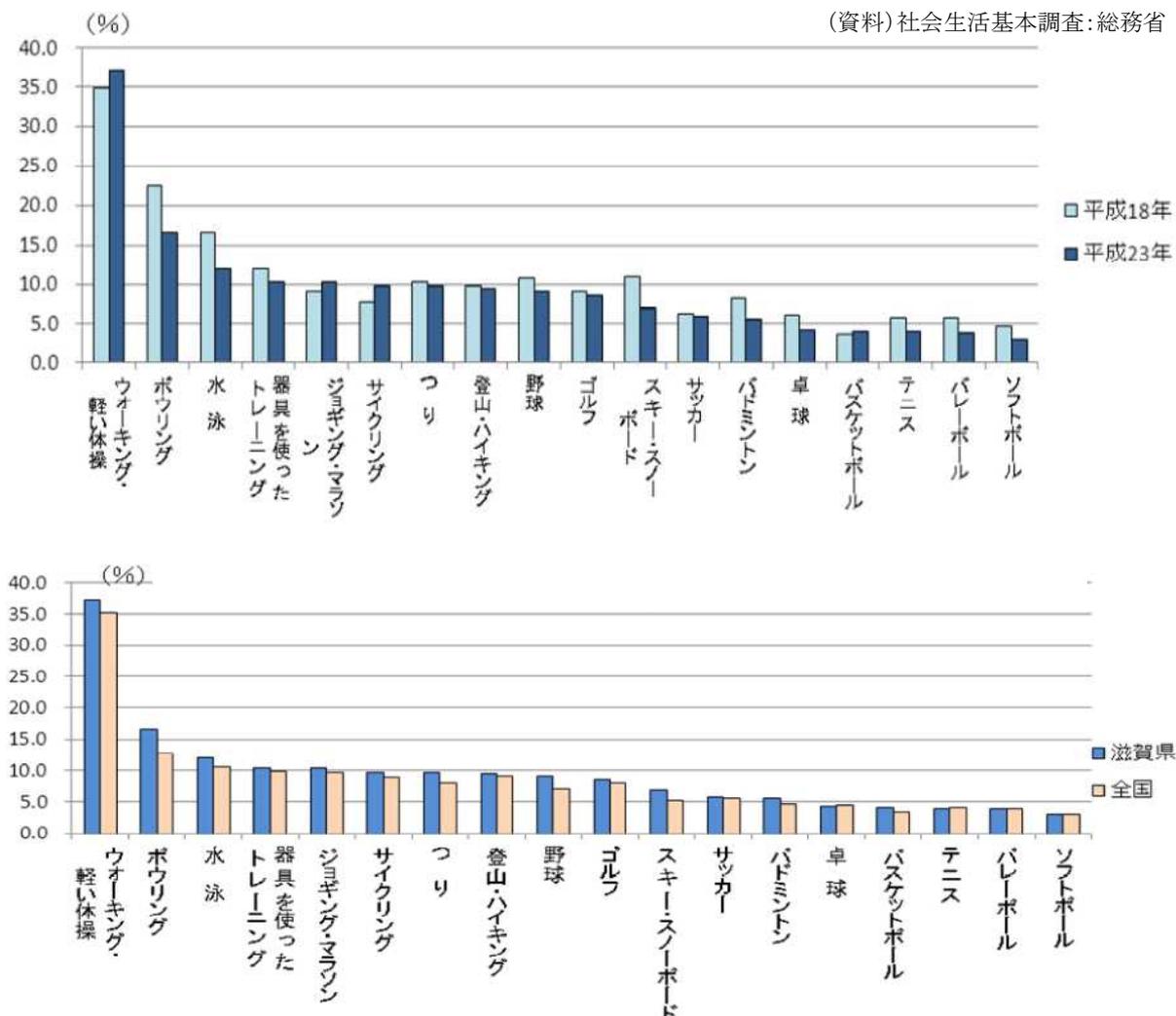
(イ) スポーツの時間

A) スポーツの時間

スポーツの時間は1日14分(全国平均12分)、スポーツの行動者率は67・9%で5年前と比較して1.2ポイント低下していますが、依然として全国2位となっています。ウォーキング・軽い体操が37.2%、ボウリング16.7%、水泳12.0%が高い割合となっており、県民のスポーツに対する関心は高いことが伺えます。

平成32(2020)年東京オリンピック・パラリンピックの開催や平成36(2024)年国民体育大会の本県での開催が予定されており、県民のスポーツに対する関心がさらに高まると期待されます。

(資料) 社会生活基本調査: 総務省



(ウ) 生涯学習・文化芸術の時間

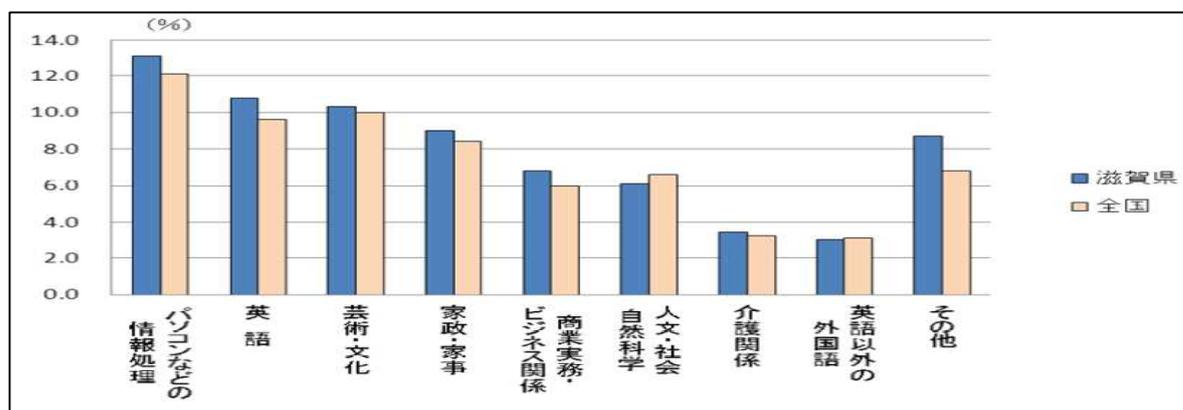
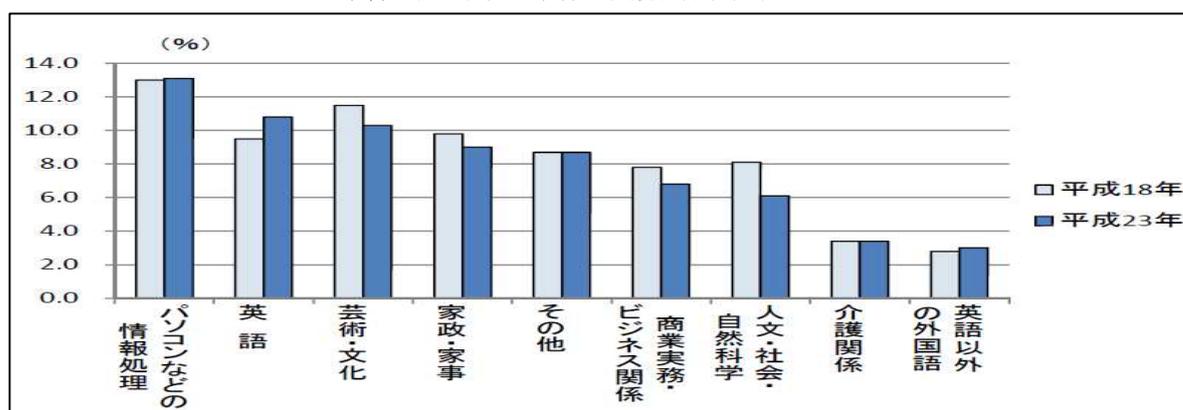
A) 学習・自己啓発・訓練の種類別行動者率（平成18・23年、本県と全国）

学習・自己開発・訓練の時間は1日9分（全国平均11分）ですが、行動者率は39.2%で5年前と比較して1.4ポイント上昇し、全国3位となっています。種類別では、パソコンなどの情報処理13.1%、英語10.8%、芸術・文化10.3%が高い割合となっています。また、公共図書館の県民1人当たり図書貸出数は9.21冊（全国平均5.63冊）で、全国1位です。

県民の生涯学習・文化芸術に対する関心は高く、アール・ブリュットや神や仏の美などの芸術活動に対する理解や関心も高まってきています。

（資料）社会生活基本調査：総務省

学習・自己啓発・訓練の種類別行動者率



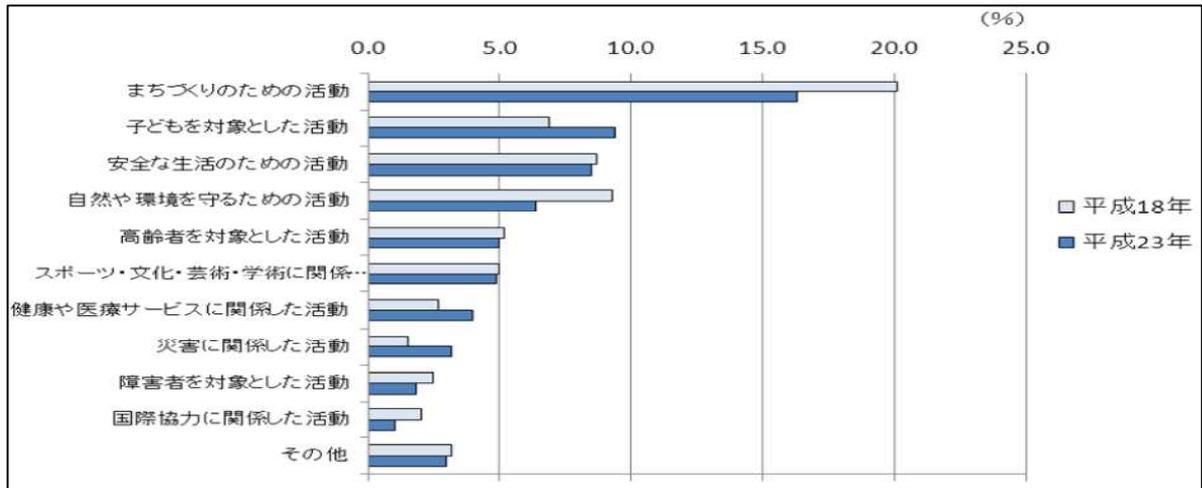
B) ボランティア活動

平成23(2011)年のボランティア活動の種類別行動者率について、まちづくりのための活動は平成18(2006)年時と比較して減少しているものの、全国と比較しても高い割合となっています。また、子どもを対象とした活動が平成23(2011)年度に伸びています。

ボランティア活動は個人の自発的な意思に基づく自主的な活動であり、活動者個人の自己実現への欲求や社会参加意欲が充足されるだけでなく、社会においてはその活動の広がりによって、社会貢献、福祉活動等への関心が高まり、様々な構成員がともに支え合い、交流する地域社会づくりが進むなど、大きな意義を持っています。

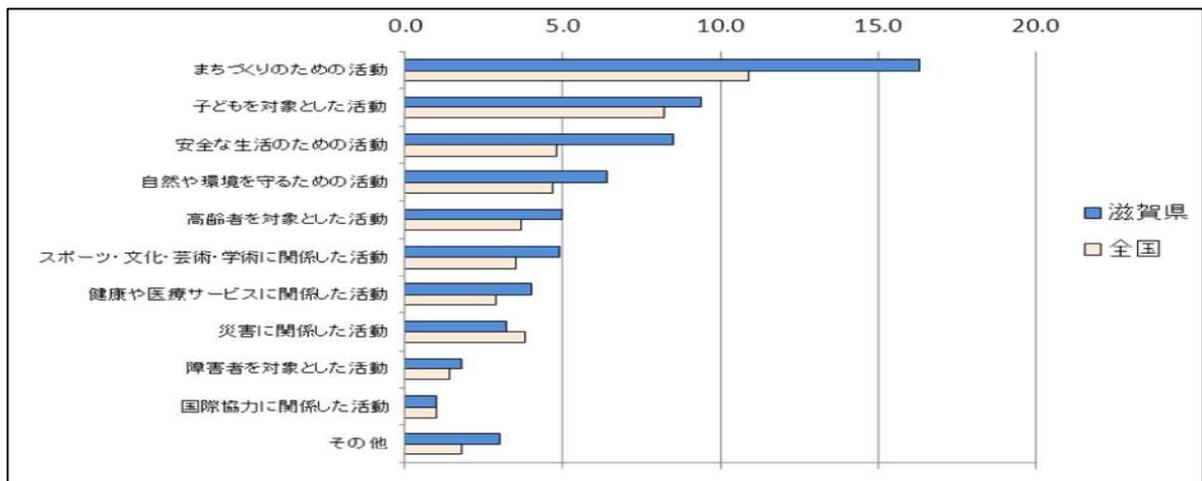
(資料) 社会生活基本調査:総務省

ボランティア活動の種類別行動者率 (平成 18、23 年)



(資料) 社会生活基本調査:総務省

ボランティア活動の種類別行動者率 (本県と全国)



(エ) 心の豊かさ

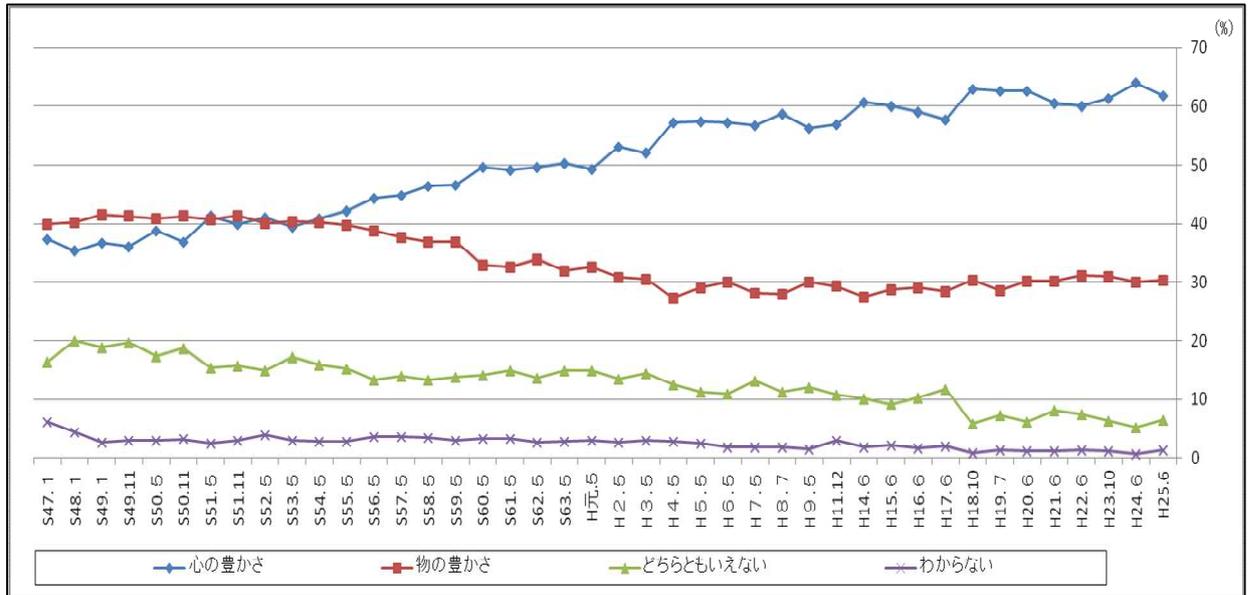
A) これからは心の豊かさか物の豊かさか

今後の生活において、「心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたい」と答えた者の割合が 61.8% (2013 年、1980 年で 42.2%)、「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」と答えた者の割合が 30.3% (2013 年、1980 年で 39.8%) となっています。

戦後の経済成長の下に、物質面での豊かさは一定充足させることができましたが、阪神淡路大震災や東日本大震災の発生や原子力発電所の事故を契機に、地域と人とのつながりの大切さが改めて再認識され、心の豊かさやゆとりが高い水準で推移しています。

(資料) 国民生活に関する世論調査:内閣府

これからは心の豊かさか物の豊かさか



B) 地域の文化・芸術・自然との関わり

滋賀の各地には、質・量ともに誇るべき文化財のほか、暮らしに溶け込んだ年中行事や魅力ある身近な自然や風景があり、それを楽しみ、伝える伝統が根付いています。

また、近年、日本のアール・ブリュット（生の芸術）が世界で注目されており、県内には福祉の歴史から生まれた多くの作品があります。メディアの発達や情報化が進み、人々の価値観やライフスタイルが変化している中、新しい芸術活動も活発になり、楽しみのあり方も多様化してきています。

エ 現状を踏まえた今後の課題

【総括】

(ア) 県民の1日の生活時間

各人が自由に使える時間は増加してきていますが、男性は仕事の時間が長く、女性は家事等の時間が長い傾向にあります。男女の共働き世帯が増加してきており、仕事と家庭の両立を実現していくため、男性の家事や育児参加を促すなど、ワーク・ライフ・バランスの取組をより一層推進していくことが求められています。

(イ) スポーツの時間

県民のスポーツに対する関心は高く、県民のスポーツの行動者率は67.9%で全国2位となっています。また、平成32(2020)年東京オリンピック・パラリンピックの開催や平成36(2024)年国民体育大会の本県での開催が予定されています。スポーツや文化は重要な生活の要素であり、また、高齢化が進行する中、誰もがいつまでも元気に暮らせるようにする健康づくりの観点からも、スポーツやレクリエーションなどをより一層推進していくことが必要です。

(ウ) 生涯学習・文化芸術の時間

県民の生涯学習等に対する関心は高く、県民の生涯学習・文化芸術等の行動者率は39.2%で全国3位となっています。アール・ブリュットや神と仏の美などに対する理解や関心も高まっており、地域の資源である文化や自然を活用し、誰もが自然を体験し、文化芸術に触れたり、創作したり、また、次世代に引き継ぐなど、生きがいをより一層推進していくことが期待されています。

(エ) 心の豊かさ

「心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたい」と答えた者の割合は61.8%(平成25(2013)年調査)と高く推移してきています。戦後の経済成長の下に、物質面での豊かさを一定充足させることができましたが、阪神淡路大震災や東日本大震災等を契機に、地域と人とのつながりの大切さが改めて再認識され、心の豊かさやゆとりを実現し、次世代につなげていくことが求められています。

【課題】

(ア) 誰もが働きやすい職場環境の整備

- A) ワークライフバランスの推進など、仕事と生活の両立のための職場環境づくりの啓発を図る必要があります。
- B) 育児や介護をしながら就業を継続できるよう企業への啓発施策など、多様な働き方ができる就業環境の整備と就業機会の確保が図れるよう啓発を図る必要があります。

(イ) 健康なひとづくり

- A) 高齢者の健康増進や生きがいづくりを支援するとともに、一人ひとりの状態に応じて自主的・継続的に介護予防に取り組む環境づくりを推進することが求められています。

(ウ) スポーツ・運動

- A) 健康づくりや仲間づくりなどの目的で体を動かす、スポーツを応援する、さらにはボランティアとして支えるなど多様なスポーツ活動への参加機会づくりを推進する必要があります。
- B) 全ての子どもが将来自ら進んで楽しみながらスポーツに取り組めるよう、学校・家庭・地域における子どもの運動・スポーツ活動を充実することが求められています。
- C) 本県での国体・全国障害者スポーツ大会の開催（平成36（2024）年）を見据え、スポーツ施設の充実・確保を目指すとともに、障害の有無にかかわらず県民の誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるよう地域スポーツクラブの育成や地域における障害者スポーツの振興など、スポーツ環境の充実を図る必要があります。

(エ) 魅力ある文化の振興と伝統文化・芸術文化に触れる機会の充実

- A) 文化の担い手の主役である県民、文化団体等による自主的・主体的な活動が持続的に行われるよう啓発・支援を行う必要があります。
- B) 市町、民間団体等と連携しながら、文化施設等を最大限に活かす必要があります。
- C) 障害者、高齢者、子育て中の保護者等、文化に触れる機会が十分でない人が文化活動に参加しやすい環境を整える必要があります。
- D) 文化施設、学校、地域等と一層の連携をしながら、子どもが滋賀の本物の文化に触れる機会の拡充を図ることが求められています。
- E) 様々な分野の若手芸術家等の育成や支援をする取組の充実を図るとともに、文化活動を支える人材を育成・支援する必要があります。
- F) 県民が滋賀ならではの文化的資産の潜在的な力に気づき、光をあて、誇りとして自覚し、未来へ着実に継承している姿を目指して、滋賀ならではの文化的資産の発掘、保存、活用を進めることが求められています。
- G) アール・ブリュットの振興など、創造的な文化活動が本県を拠点として活発に行われ、県民に感動をもたらしながら、新たな滋賀の文化資産として一層発展していく姿を目指して、制作や発表の機会の拡大等の環境整備が必要です。
- H) 滋賀ならではの伝統的な文化的資産や新たに創造される文化的資産の魅力を一層高め、文化の滋賀ブランドとして広く国内外へ発信する必要があります。
- I) 美術やくらし・生活文化の美を通じて魅力ある地域づくりを進めるとともに、「美の滋賀」の拠点となる新生美術館の整備を進める必要があります。

(8) つながる

【現基本構想】

◆取り巻く状況

少子高齢化や核家族化、終身雇用慣行の崩壊など様々な要因が重なり合い、人と人とのつながりが希薄化し、社会から孤立する人が急速に増えています。

今後ひとり暮らしが増えると見込まれる中で、人と人をつなぐを保ち、絆を再生することが求められています。

近年、「社会のために役立ちたい」という意思を持つ人々が増え、NPOやボランティアなどによる地域課題を自主的に解決していこうとする活動が活発化しています。

滋賀においても、多様な目的型の住民組織が生まれていますが、同時に、高齢化や過疎化が進行した地域では、自治会や町内会など地域コミュニティの維持そのものが難しく、その再生が大きな課題となっています。

また、今後、外国人住民の増加や定住化が進むと見込まれますが、言葉の壁や生活上の障害、心の溝を取り除き、多文化共生の地域づくりを実現していくことが課題となっています。

人と人をつなぐを取り戻し、若者、女性、障害者、高齢者、外国人など、一人ひとりの多様性の理解の上に人権が尊重され、誰もがともに支え合い、誰にとっても住みやすい滋賀を実現していくことが求められています。

◆将来の姿

交流を深め、支え合う、つながりのある社会

(個人の視点から見た将来の姿)

- 家族や地域、世代間をつなぐを大切にし、交流を深め、支え合いながら生活しています。
- 誰もが地域の一員として、地域活動やボランティア・NPO活動に積極的に参加しています。
- 国籍や文化の違い、性別などに拘わらず互いに認め合い、人権を尊重し合いながら、地域社会の一員として、生活しています。

(それを支える社会環境の将来の姿)

- 様々なところに、交流する場や支え合う仕組み、ネットワークなどができています。
- 地域活動やボランティア活動などに参加する機会や場があります。

ア 「将来の姿」の実現に向けた施策の取組状況

「将来の姿」の実現に向けて、働く場への橋架けプロジェクトや地域を支える医療福祉・在宅看取りプロジェクトの未来戦略プロジェクトと各分野の部門別計画を基本として施策を展開してきました。

(ア) 多様な交流の場、支え合う仕組み、ネットワークづくり

地域のつながりの強化・充実や協働によるまちづくり、県民の社会貢献活動の促進など、多様なつながりによる地域づくり、人権尊重の社会づくり、男女共同参画社会の実現、多文化共生等に取り組んできています。

しかし、核家族化等による世帯構造の変化や、都市部の地縁的なつながりの希薄化、農村部の人口減少、高齢化によるコミュニティの崩壊、グローバル化の進展等、様々な課題があることから、多様な交流の場、支え合う仕組み、ネットワークづくりが求められています。

(イ) 障害のある人や高齢者の暮らしを支える制度・仕組みづくり

障害のある人もない人も誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、障害者理解の促進を図るとともに、障害のある人の生活の場、日中の活動の場づくりについて、「新・障害者福祉しがプラン」等の取組により着実に推進しています。

高齢者について、「レイカディア滋賀プラン」等により、地域での見守りや生活支援の促進などに取り組んでいるところですが、今後、高齢社会の一層の進展が予測されることから、より重要になってきます。

(ウ) 地域活動、ボランティア活動への参加の機会づくり

単身世帯が今後もますます増加することが予測されており、特に高齢者の単身世帯の増加は、介護や孤立死など、深刻な問題となることが懸念されることから、単身高齢者を社会から孤立させないことが大切です。新しい公共の場づくりなどに取り組むなど、地域活動やボランティア活動を活発化させることがより重要になってきます。

イ 県民満足度の推移

世代を超えた交流を活発にする取組について、不満度が満足度をやや上回っているが、行政へのニーズとしては、27項目中25位と低くなっています。

(ア) 世代を超えた交流

平成19年度	—
平成22年度	—
平成25年度	子どもや高齢者など世代を超えた交流を活発にする取組

	満足 どちらかといえば満足	どちらでもない	不満 どちらかといえば不満
平成19年度			
平成22年度			
平成25年度	17.0%	43.2%	20.1%

(ウ) 施策ニーズ

平成25年度

子どもや高齢者など世代を超えた交流を活発にする取組

3.0% (25位/27項目中)

ウ 取り巻く現状

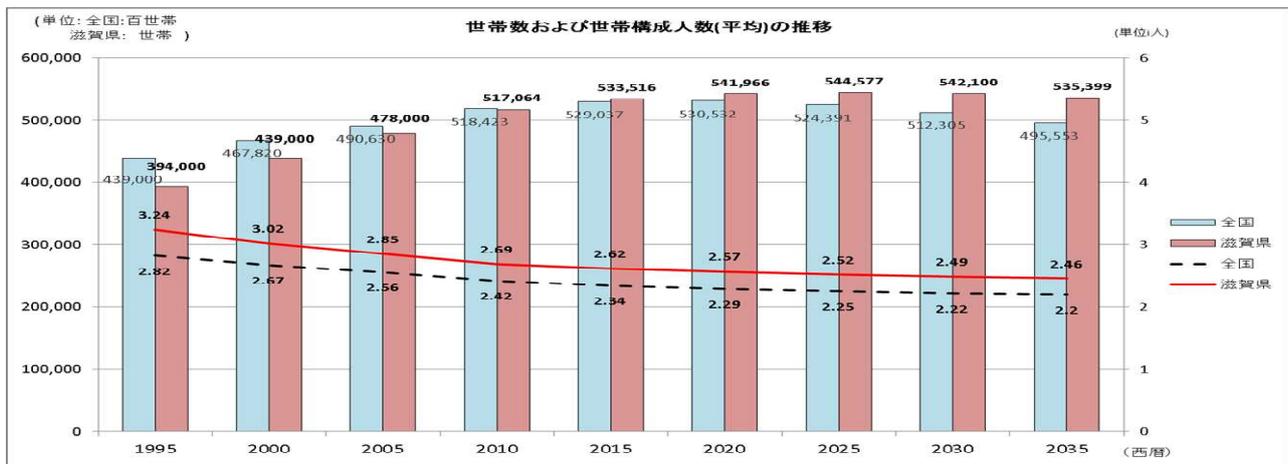
(ア) 少子高齢化による単独世帯化と家族のつながりの希薄化

A) 平均世帯人員の減少

全国の世帯総数は、平成 27(2015)年前後をピークに減少に転じ、一方、本県においては今後も増加が続きますが、平成 37(2025)年から平成 42(2030)年までの間には減少に転じると予測されています。

全国の平均世帯人員は、核家族化の進行により減少し続けており、今後も減少すると見込まれています。本県では全国よりも世帯人員は多く推移してきましたが、平成 12年に3人を割り、今後も減少し続け、小家族化が進むと予測されています。

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所推計

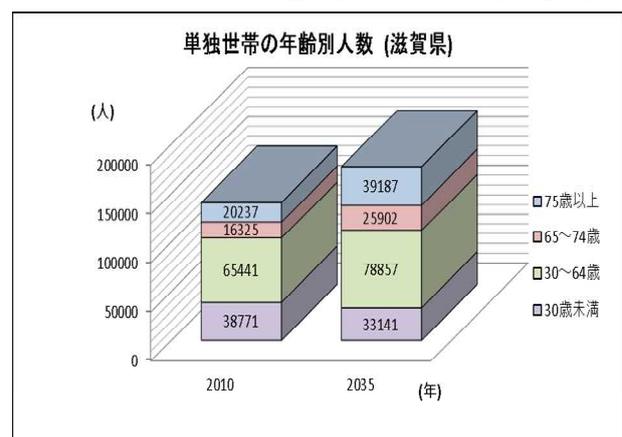


B) 高齢者の単独世帯数の増加

世帯の家族類型を見ると、全国的に単独世帯とひとり親と子からなる世帯が増加しており、特に単独世帯は平成 42(2030)年にすべての都道府県で最も高い割合を占めると予測されています。本県でも単独世帯が増え続け、平成 32(2020)年に最も高い割合になると予測されています。

高齢化の進行により、県内の高齢者の単独世帯数も増え続け、平成 22(2010)年 32,451 世帯から平成 42(2030)年には 61,328 世帯と倍増します。また、75歳以上の高齢者は、要介護の発生率や認知症の発症率が高くなる傾向があり、それに伴い外出の機会が減る傾向にあることから、社会とのつながりが薄れ、孤立死や介護等の問題の増加が懸念されています。

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所推計



C) 子どもと同居する高齢者の割合（全国）

65歳以上の高齢者が子どもと同居する割合は、昭和55(1980)年にはほぼ7割でしたが、平成11(1999)年には50%を下回り、平成23(2011)年には42.2%になっています。

家族形態別にみた高齢者の割合

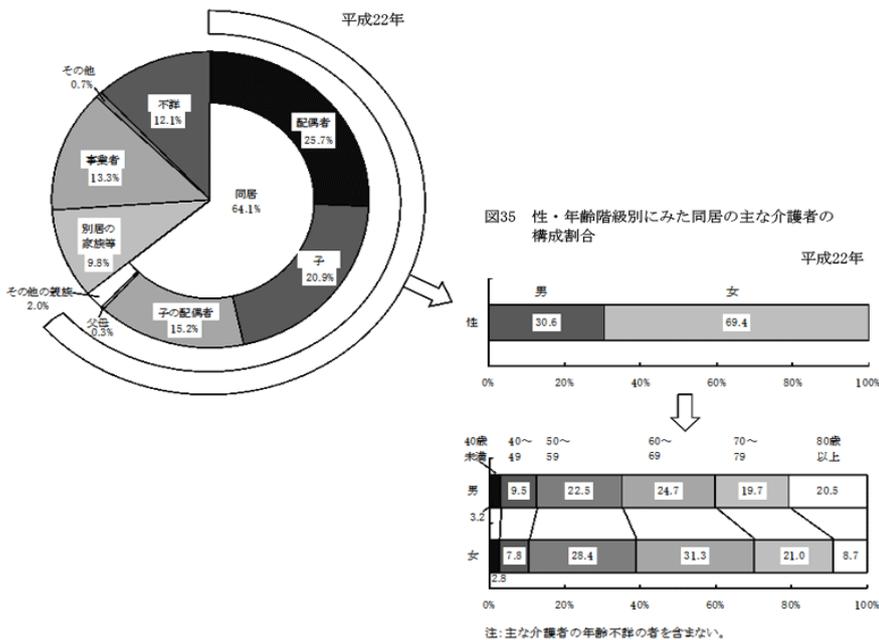
(資料)高齢社会白書:厚生労働省



D) 介護者の続柄

主な介護者を要介護者の続柄別に見ると、同居家族が64.1%と最も多く、ついで事業者13.3%、別居家族9.8%となっています。同居家族のうち配偶者は25.7%、子が20.9%、子の配偶者が15.2%となっています。年齢別では男女ともに60~69歳が最も多くなっています。

要介護者等との続柄別にみた主な介護者の構成割合



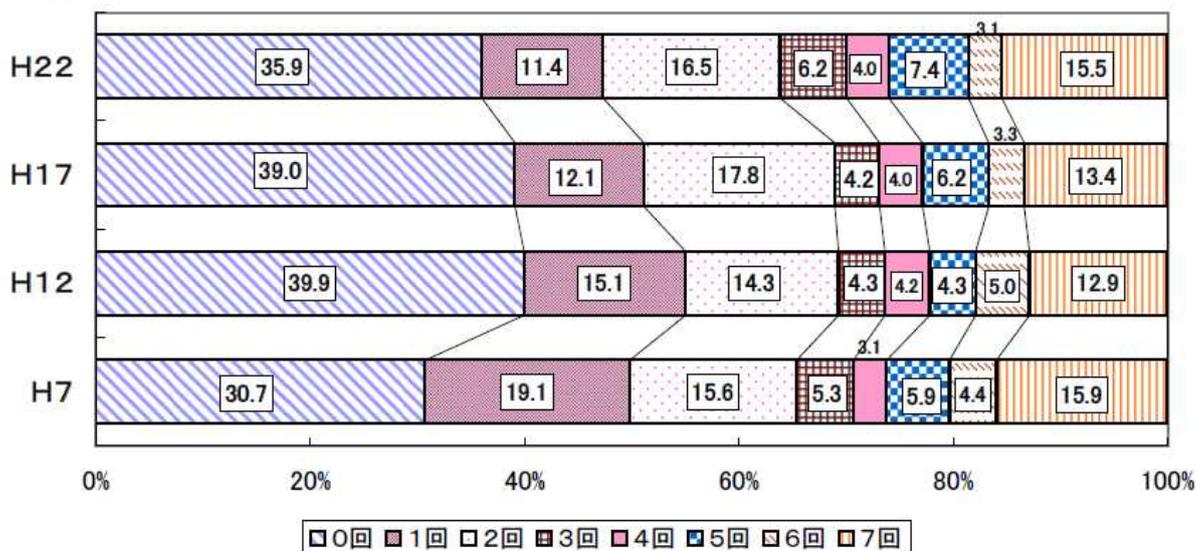
E) 家族全員が毎日そろって朝食を食べる児童生徒の割合

家族全員が毎日そろって朝食を食べる児童生徒の割合、平成 17(2005)年は小学校 5 年生 13.4%、中学校 2 年生 5.9%でしたが、平成 22(2010)年では、小学校 5 年生 15.5%、中学校 2 年生 6.8%で一時減少傾向にありましたが、増加する傾向にあります。

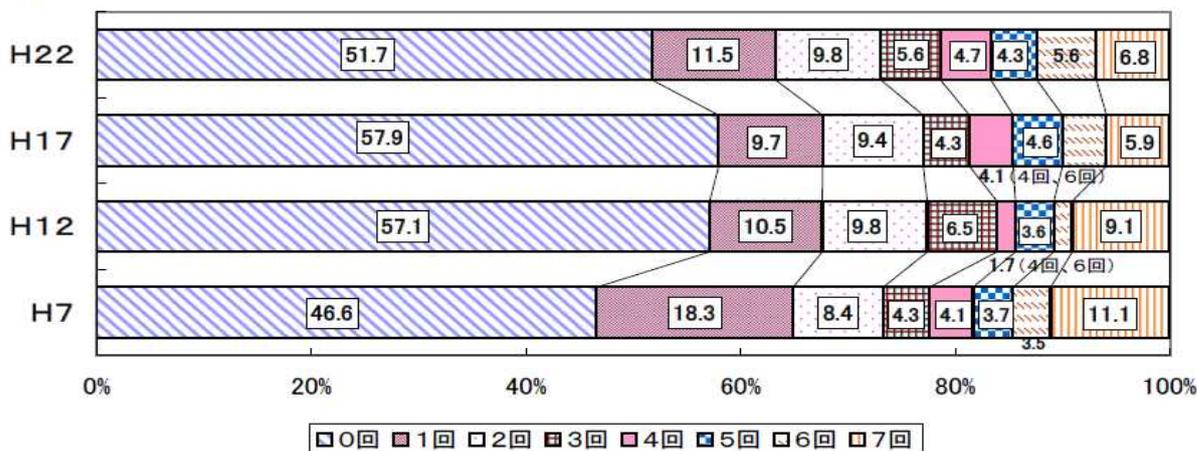
(資料)平成 22 年児童生徒の食事調査(県教委)

家族での食事(週に何回)

小学校5年生



中学校2年生



F) 保護率

保護率(生活保護を受ける人の人口 100 人に対する割合)は、本県では平成 25(2013)年 7 月現在で、0.8 であり、平成 15 年の 0.55 と比較して増加しているものの、全国 9 位と低い率となっています。

(資料)日本統計年鑑、第 14 回社会保障審議会生活保護基準部会資料

都道府県・指定都市・中核市別保護率(平成 25 年 7 月時点)

○全国平均保護率:1.70%(1.05%)

○都道府県別保護率

上位10都道府県	
	保護率(%)
大阪府	3.42 (1.96)
北海道	3.15 (2.20)
高知県	2.82 (1.91)
福岡県	2.61 (1.76)
沖縄県	2.40 (1.42)
京都府	2.38 (1.73)
青森県	2.24 (1.45)
長崎県	2.22 (1.36)
東京都	2.21 (1.41)
鹿児島県	1.94 (1.30)

下位10都道府県	
	保護率(%)
静岡県	0.80 (0.37)
滋賀県	0.80 (0.55)
山梨県	0.76 (0.35)
群馬県	0.71 (0.40)
石川県	0.65 (0.41)
山形県	0.63 (0.40)
岐阜県	0.58 (0.29)
長野県	0.54 (0.29)
福井県	0.49 (0.26)
富山県	0.33 (0.21)

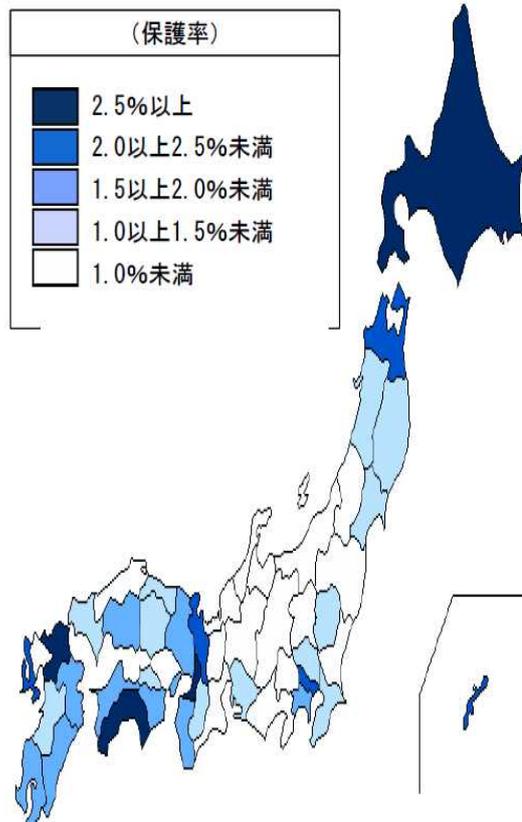
○指定都市別保護率

保護率(%)	
大阪市	5.66 (3.54)
札幌市	3.83 (2.50)
京都市	3.23 (2.42)
神戸市	3.18 (2.47)
堺市	3.08 (2.12)
福岡市	2.91 (1.76)
北九州市	2.49 (1.30)
広島市	2.39 (1.36)
川崎市	2.28 (1.67)
熊本市	2.24 (1.37)
名古屋市	2.18 (1.09)
千葉市	1.98 (1.00)
横浜市	1.90 (1.22)
岡山市	1.90 (1.42)
相模原市	1.85 (0.81)
仙台市	1.62 (0.90)
さいたま市	1.61 (0.68)
新潟市	1.42 (1.09)
静岡市	1.22 (0.60)
浜松市	0.94 (0.49)

○中核市別保護率

上位10市	
	保護率(%)
函館市	4.68 (-)
東大阪市	4.17 (-)
尼崎市	3.98 (-)
旭川市	3.91 (2.84)
高知市	3.83 (2.74)
那覇市	3.60 (-)
長崎市	3.14 (1.78)
青森市	2.93 (-)
豊中市	2.61 (-)
鹿児島市	2.59 (1.70)

下位10市	
	保護率(%)
前橋市	1.09 (-)
柏市	0.98 (-)
郡山市	0.95 (0.56)
金沢市	0.90 (0.54)
高崎市	0.83 (-)
長野市	0.80 (0.33)
豊橋市	0.66 (0.35)
豊田市	0.59 (0.29)
岡崎市	0.57 (0.23)
富山市	0.42 (0.29)



注1:指定都市及び中核市数値は再掲
注2:括弧内は10年度前(平成15年度)の保護率

(イ) 地域のつながりの希薄化と参加意欲

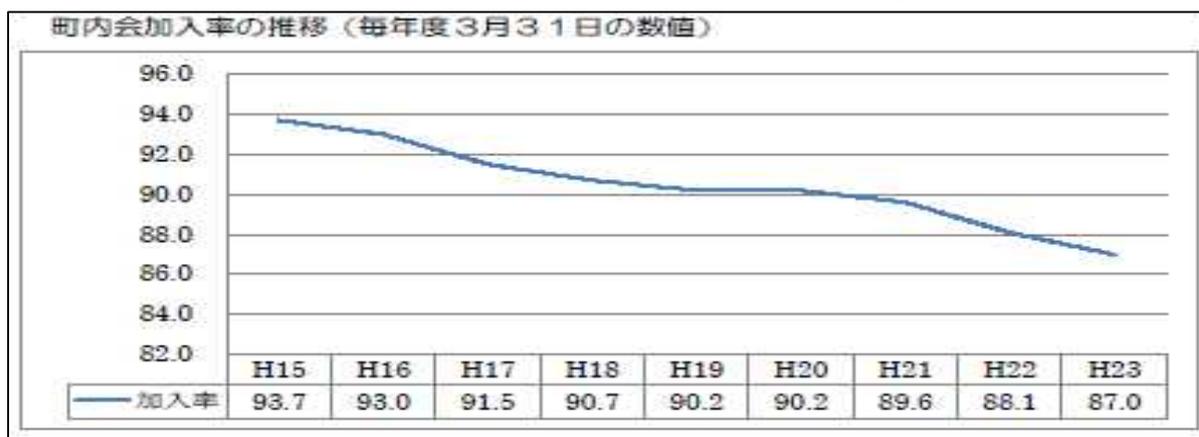
A) 自治会の加入状況

都市部では、就業形態の変化等により、核家族化や単独世帯の増加に伴い、人と人とのつながりが希薄化しています。本県でも、南部は、京阪神のベッドタウンとしての住宅開発に伴い人口が急激に増加している一方、自治会への加入率は低下傾向にあります。

また、高齢化や過疎化が進行する地域では、自治会（町内会）など地域コミュニティの維持そのものが難しくなっています。

草津市における町内会加入率の推移

(資料:草津市ホームページより)



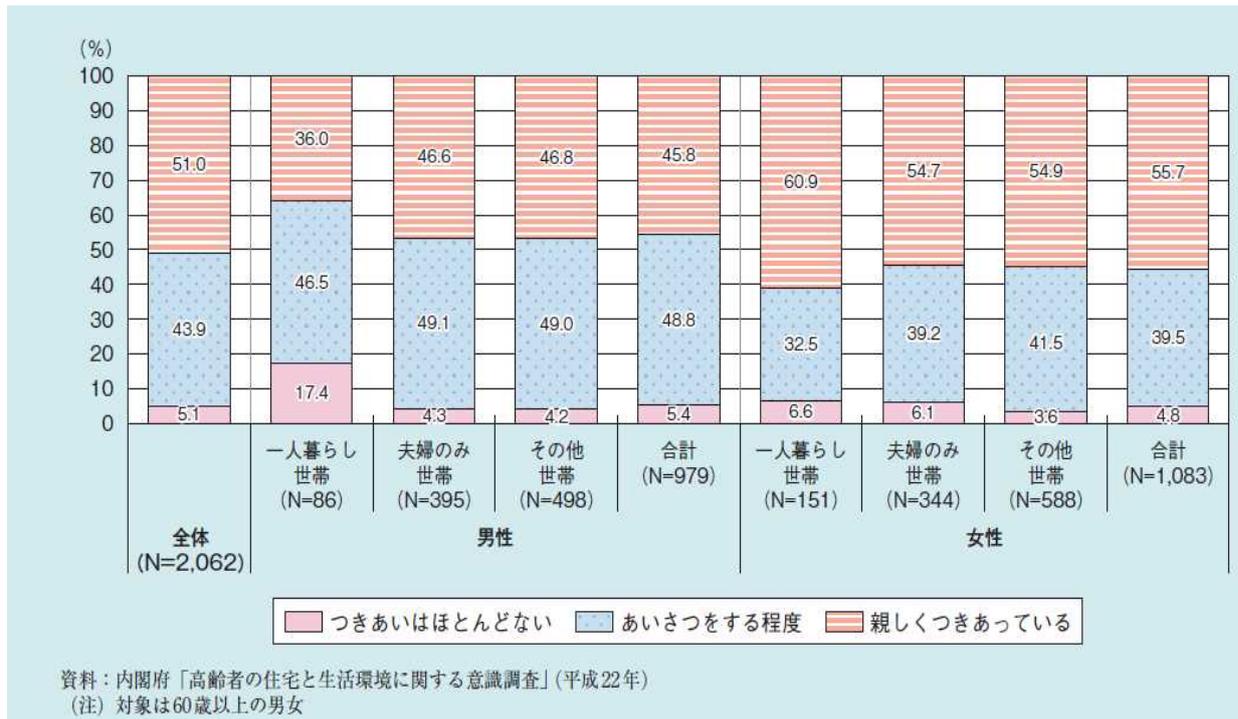
B) 高齢者の近所づきあい

60歳以上の近所づきあいの程度は「親しくつきあっている」が51.0%と最も多く、「つきあいがほとんどない」は5.1%となっていますが、一人暮らしの男性では「つきあいがほとんどない」が17.4%と最も高く、一人暮らしの女性は「親しくつきあっている」が60.9%と最も高くなっています。

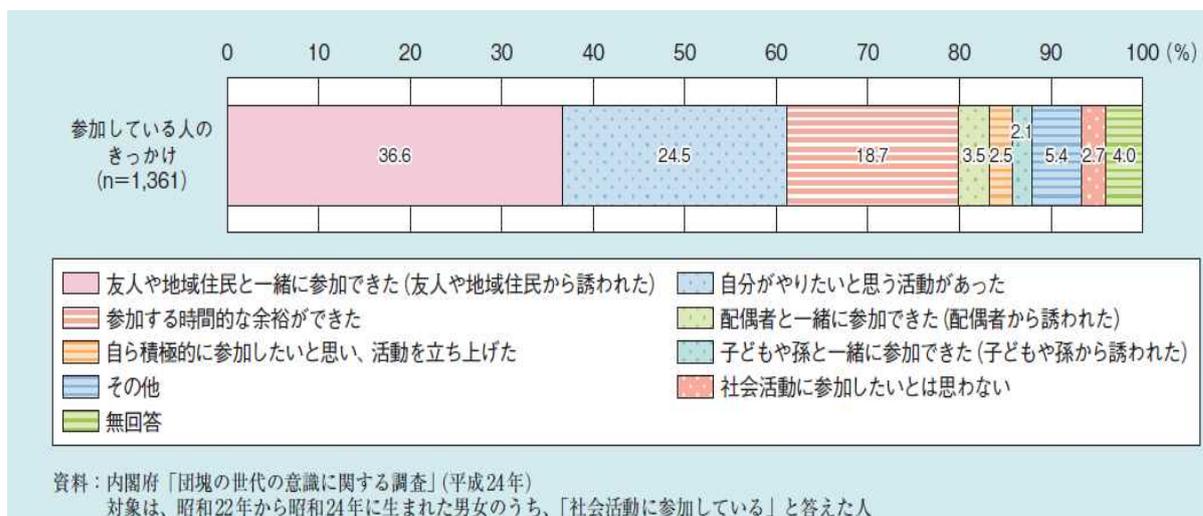
また、団塊の世代のうち社会活動に参加している人の割合は38.7%となっており、「友人や地域住民と一緒に参加できた（誘われた）」が最も多くなっています。

(資料)平成20年度高齢社会白書:厚生労働省

近所づきあいの程度



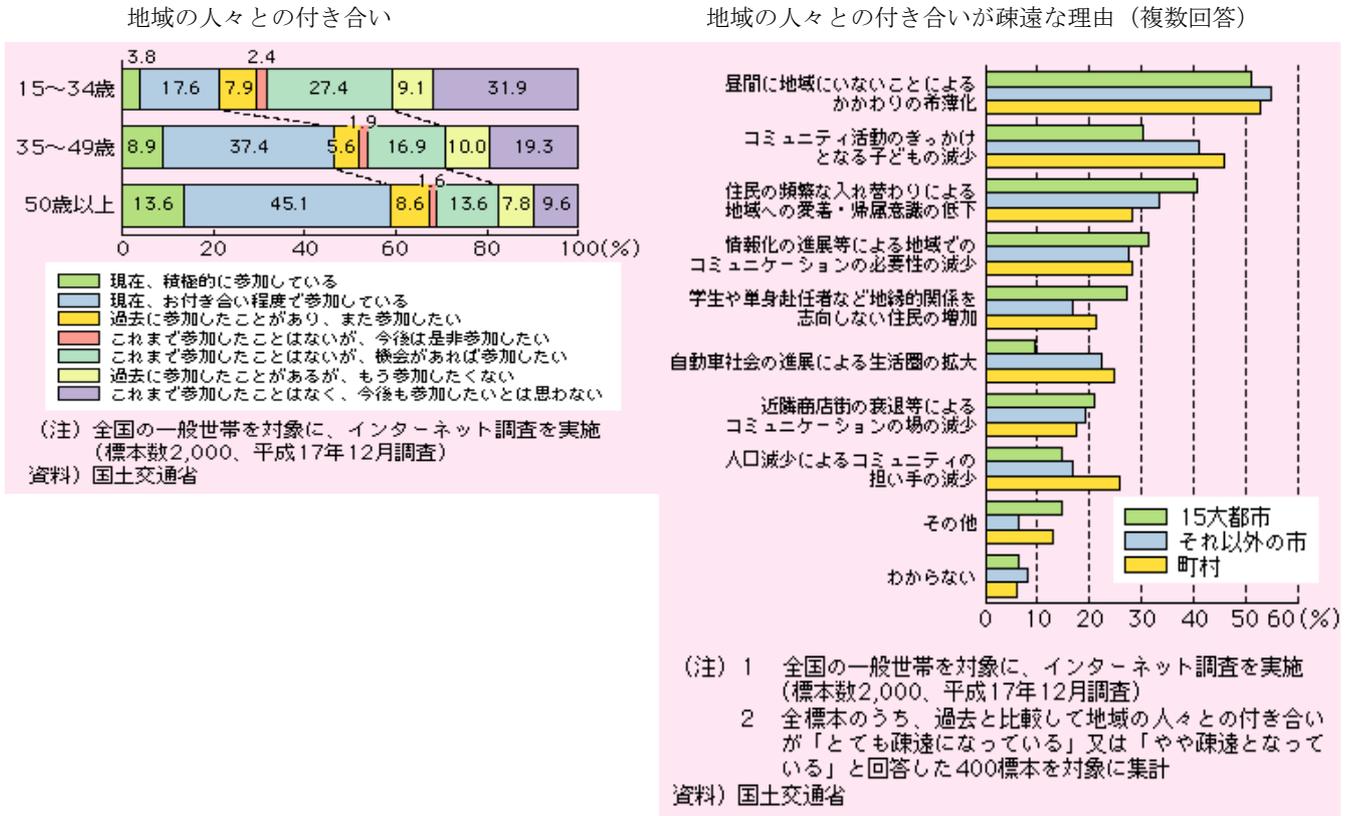
団塊の世代の社会活動参加のきっかけ



C) 地域コミュニティ衰退の理由

都市部、地方部に関係なく、郊外化の進展により、居住地と勤務地、学校等が分離し、地域との関わりが希薄になっています。

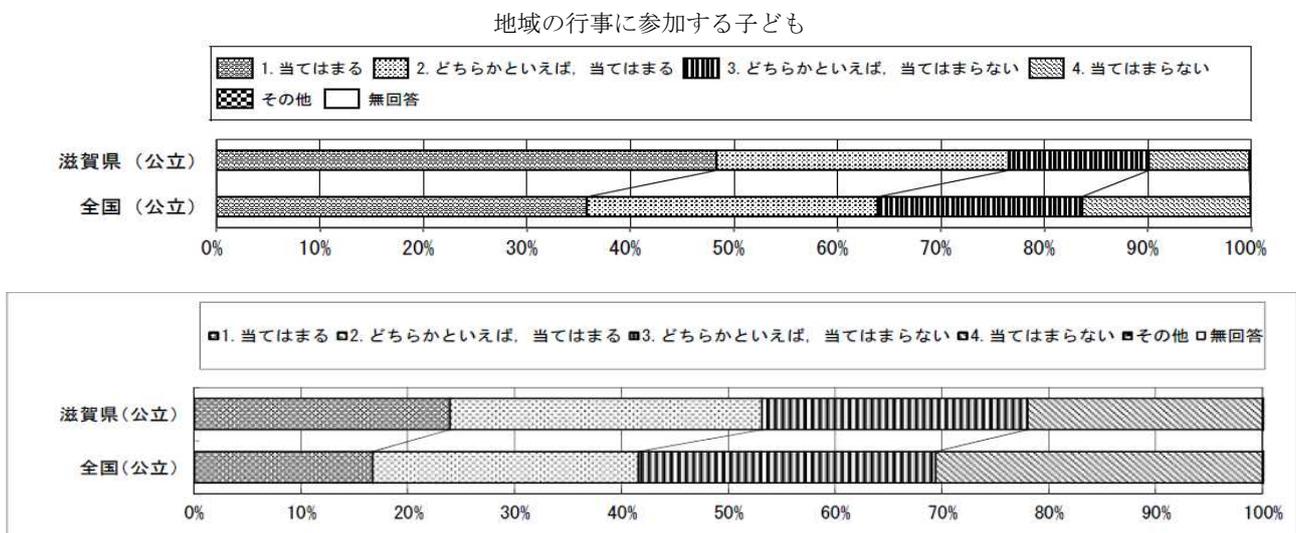
(資料)平成17年度国土交通白書:国土交通省



D) 地域の行事に参加する子ども

住んでいる地域の行事に参加する子どもの割合は、小中学校いずれも全国平均よりも大幅に高いが、「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心があるか」「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがあるか」との問いに対して「当てはまる」と答えた者の割合は全国平均よりも低くなっています。子どもたちの地域の行事への参加は比較的活発ですが、今後の地域活動の担い手としての意識は比較的低くなっています。

(資料)全国学力・学習状況調査:文部科学省

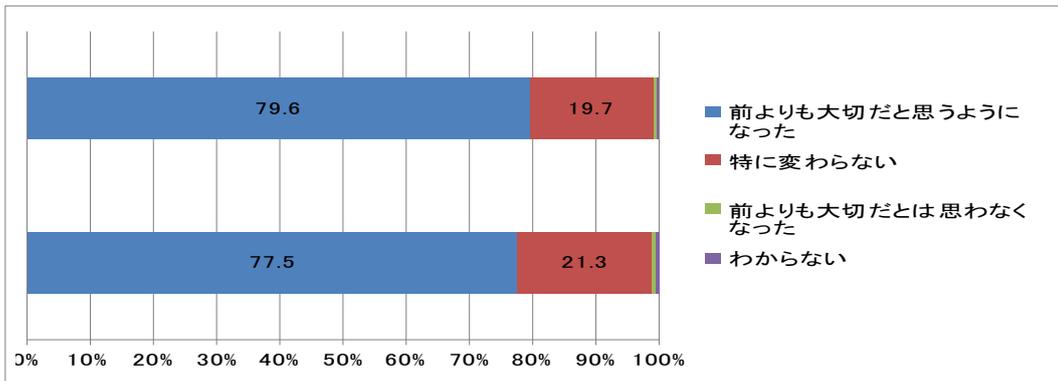


E) 社会の結びつきが大切だという意識

東日本大震災前に比べて、社会における結びつきが大切だと思うようになったと回答した者の割合は77.5%であり、強く意識するようになったこととしては、「家族や親戚とのつながりを大切に思う」、「地域でのつながりを大切に思う」、「社会全体として助け合うことが重要だと思う」などが高い割合になっています。

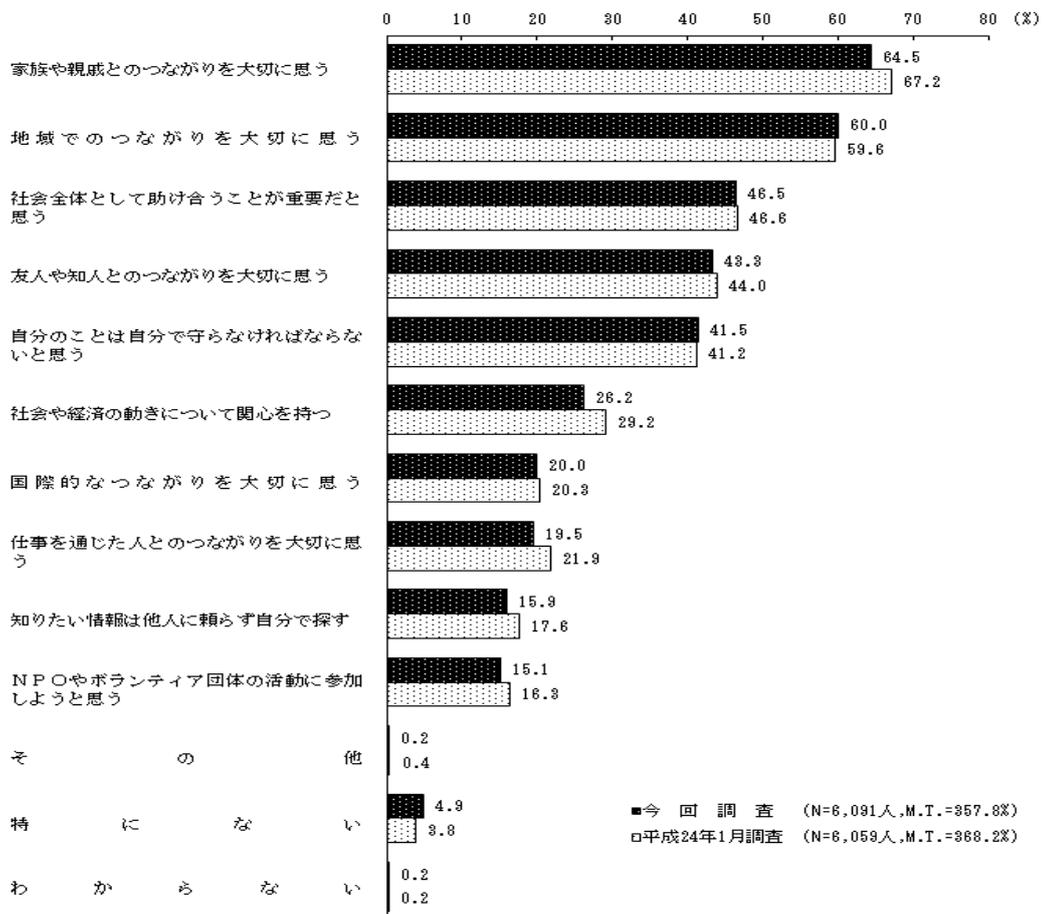
(資料)平成25年2月社会意識に関する調査:内閣府

東日本大震災前と比べて、社会における結びつきが大切だと思うようになったか



東日本大震災後、強く意識するようになったことは何か

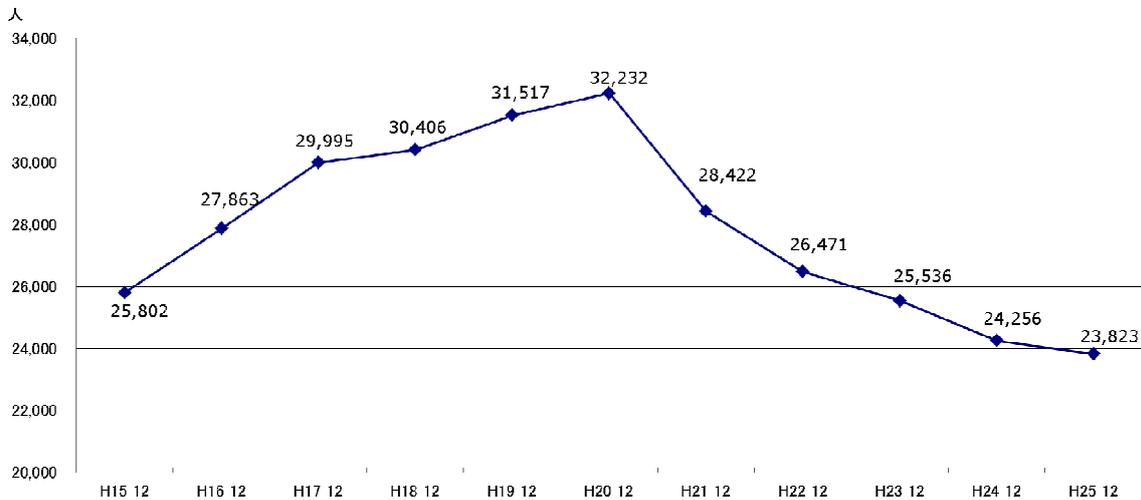
(複数回答)



F) 外国人住民数の動向

本県の外国人住民数は平成 20(2008)年をピークに年々減少し、平成 25(2013)年にはピーク時の 4 分の 3 まで減少しています。

外国人住民数の動向 (資料) 滋賀県商工観光労働部観光交流局調



(ウ) 通信手段の変遷と新しいつながり

A) 郵便物・電話の契約数

郵便物、固定系の加入電話の契約数は減少し、携帯電話の契約数は増加しており、つながりの形が変わってきています。

(資料) 総務省平成 24 年度通信量からみた我が国の音声通信利用状況：総務省

引受通常郵便物数

(単位：千通)

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
109,343	107,869	109,433	106,299	99,052

(資料)：日本郵便株式会社近畿支社郵便事業本部

固定系通信（加入電話）の契約数

	平成 24 年度	平成 23 年度	増減率
滋賀県	231,860	260,076	▲10.85%
全国	28,470,619	31,318,994	▲9.09%

資料：通信量からみた我が国の音声通信利用状況（平成 24 年度）

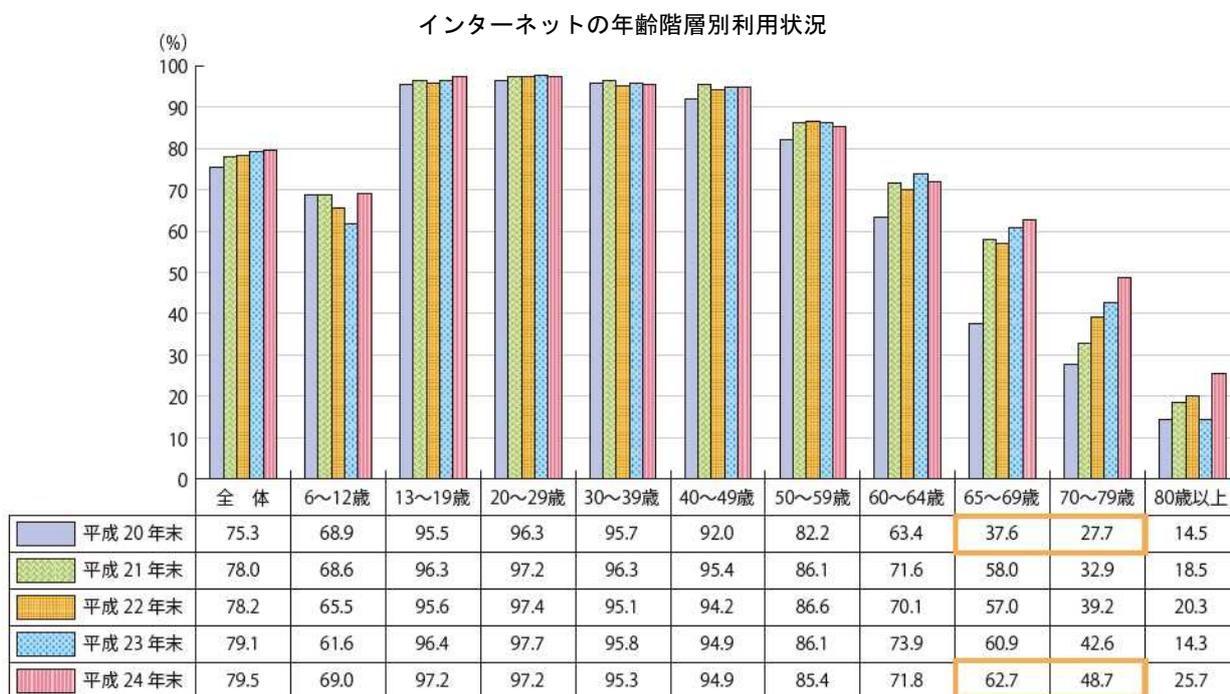
移動系通信（携帯電話・PHS）の契約数

	平成 24 年度	平成 23 年度	増減率
滋賀県	1,350,263	1,326,325	1.80%
全国	141,129,280	132,761,125	6.30%

B) 年齢別インターネット利用状況

インターネットの利用状況は、平成 20(2008)年末では 13~49 歳では 90%を超えているものの、70~79 歳では 27.7%、80 歳以上では 14.5%にとどまっていたが、平成 24(2012)年末にはそれぞれ 48.7%、25.7%。に上昇しています。高齢者のインターネット利用状況の拡大とともに、ICT を活用した高齢者の社会参加やネットワークづくりの可能性が広がりつつあります。

一方で、若年者の大半がインターネットを利用している中で、近年、インターネットの掲示板への書き込み等にかかる人権侵害が問題になっています。



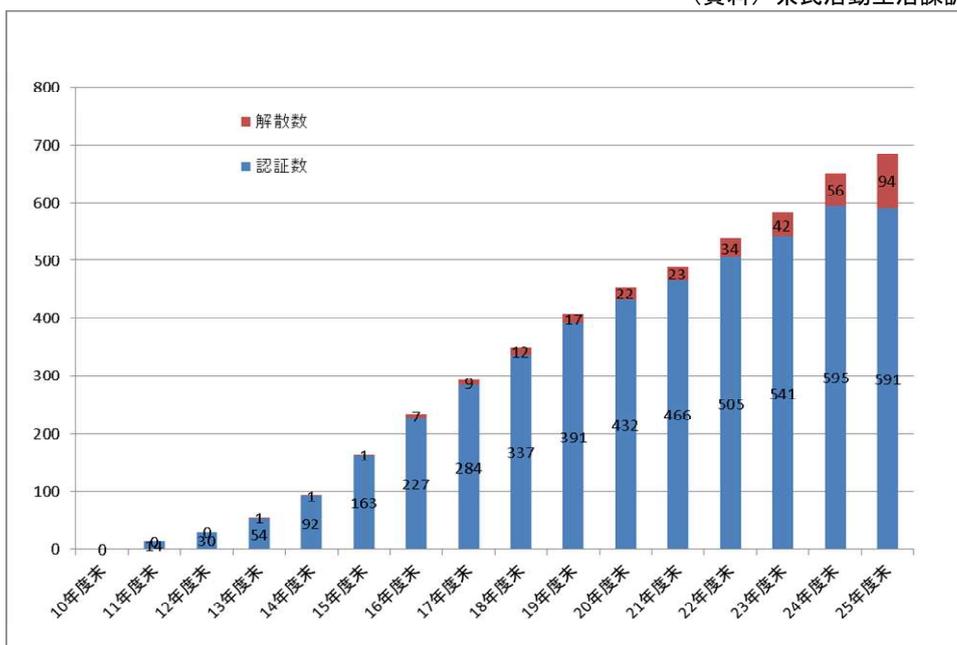
(出典) 総務省「平成24年通信利用動向調査」

C) NPO法人の増加

NPO団体の認証数は、平成 11 (1999) 年度の 11 団体から、平成 25 (2013) 年度には 591 団体へと増加していますが、近年、解散数も増加しています。

県内NPO団体の認証数および解散数の推移

(資料) 県民活動生活課調べ



エ 現状を踏まえた今後の課題

【総括】

(ア) 単独世帯の増加と家族のつながりの希薄化

A) 本県の世帯総数はおよそ 10 年後に減少に転じることが予測されていますが、平均世帯人員は平成 12 (2000) 年に 3 人を割りさらに減少し続けています。また、高齢化の進行に伴い、高齢者の単独世帯数も平成 22 (2010) 年約 3 万世帯から平成 42 (2030) 年には約 6 万世帯と倍増することが予測され、介護や孤立死等の問題の増加が懸念されます。これまでの家族での支え合いを社会の課題として対策を講じていく必要があります。

(イ) 地域のつながりの希薄化と参加意欲

- A) 自治会への加入状況が年々低下するなど、地域のつながりが希薄化してきています。東日本大震災後、地域の絆の必要性が再認識されることになり、一人暮らしの男性をはじめ人と地域とのつながりのきっかけづくりが重要です。
- B) 子どもたちの地域の行事への参加は全国平均と比較すると活発ですが、今後も地域活動を継続するためには、小さいころから長期的に地域との関わりを持つとともに、担い手としての意識付けが必要です。
- C) 地域の絆や地域で子育てをサポートする力がなくなってきており、地域で子育てに関わる仕組みをつくること、子どもが様々な世代とのつながりを持つことができる環境づくりが必要です。
- D) 多様な人と地域とのつながりの中で、信頼感を醸成し、行動していくことは個人や社会を豊かにしていくため重要なことです。子ども、若者、女性、高齢者、外国人やその子どもをはじめ誰もが居場所を持ち、活躍できる地域づくりに向けて、ソーシャルキャピタルを豊かにしていく取組が必要です。
- E) 成人教育や高齢者の学びは、地域課題を解決し、社会の豊かさや生活の豊かさにつながるものであり、特に高齢者の健康づくりや生きがいつくりと密接に関わり、学びを通して仲間づくり、居場所づくりができることから、生涯学習の充実の取組が必要です。
- F) 若者、高齢者、NPOなど地域の力を子育てに活かすことで、活躍の場づくりやビジネスの活性化にもつながります。

(ウ) 通信手段の変遷と新しいつながり

高齢者のインターネット利用状況の拡大傾向を踏まえ、ICT を活用した高齢者の社会参加やネットワークづくりを検討する必要があります。

【課題】

(ア) 多様な交流の場、支え合う仕組み、ネットワークづくり

- A) 人権意識高揚のための教育・啓発と人権侵害の被害者の相談・支援体制の充実を図るとともに、さまざまな人権問題に対応するための施策を推進する必要があります。
- B) 性別に関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分発揮し、活躍でき、人生の段階に応じて多様な生き方の選択が可能となる社会環境づくりが求められています。
- C) 外国人のコミュニケーション支援や、生活支援、多文化共生の地域づくりなど、多文化共生に向けた総合的な施策展開が求められています。
- D) スポーツ、生涯学習等を通じたつながりの環境整備を促進する必要があります。
- E) 社会とのつながりを保つため、生涯にわたって多様な働き方ができる就業環境の整備と就業機会の確保が図れるよう啓発することが求められています。
- F) 地域を挙げてのコミュニティビジネス等、地域活性化の取組による地域のつながりの構築、強化に取り組む必要があります。
- G) 専門的情報の提供や技術的助言などによりコミュニティの強化や活動を支援するとともに、地域づくりを担う人材育成を行う必要があります。

(イ) 障害のある人や高齢者の暮らしを支える制度・仕組みづくり

- A) 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、障害の重い人への対応も含め、居住や日中活動の場の確保を図る必要があります。
- B) 障害のある人が地域でいきいきと活動し、社会に参画することができるよう、コミュニケーション支援や福祉のまちづくりを進めることが求められています。
- C) 障害者理解の促進を図るとともに、障害者虐待の防止、早期発見、相談支援等の対策に取り組む必要があります。
- A) ひとり暮らしの高齢者等が孤立しないよう、ともに支え合う地域コミュニティづくり、地域での見守りや生活支援の促進など地域共生の社会づくりが必要です。
- B) 高齢者の安全・安心な暮らしのため、交通安全・犯罪被害防止のための取組やユニバーサルデザインのまちづくり、防災・減災の推進を求められています。
- C) 高齢者の尊厳の保持と権利擁護のため、高齢者虐待防止・身体拘束廃止、高齢者の権利擁護・成年後見制度の利用促進を図る必要があります。

(ウ) 地域活動、ボランティア活動への参加の機会づくり

- A) 社会貢献活動の普及・啓発を図るため、関係機関と連携しながら活動参加への機会拡充を図る必要があります。
- B) 多様化する県民ニーズにきめ細かく対応するため、地域の課題解決に取り組むNPO等の活動基盤の強化を図ることが求められています。

(9) 経済・産業

【現基本構想】

◆取り巻く状況

国際貿易や分業の進展で経済的な相互依存関係が世界規模で深まるとともに、IT化の進展により、国境を越えたヒト・モノ・カネ・情報の移動が加速しています。

こうした経済のグローバル化の進展により、海外、とりわけアジアとの結びつきは、今後も一層強まると考えられます。

世界同時不況等の影響や世界経済での日本の地位の低下、国内事業活動の低迷など、日本経済は行き詰まりの様相と言えます。しかし、世界に冠たる健康長寿国、環境大国、科学・技術・情報立国といった日本の強みを活かした分野に取り組むことにより、成長の機会は十分期待できます。

滋賀は、恵まれた立地特性を活かし、これまで全国有数の内陸工業県として発展してきましたが、産業構造は加工組立型業種が中心で輸出動向の影響をより受けやすい構造となっています。グローバル化やIT化の進展で国際競争が激化する中であって、これまでの工業県としての強みを活かしながら、競争力のある産業の集積を図るとともに、地域の資源を活かして需要を創出していく地域産業を振興するなど、国内外の経済環境の変化に適応し、さらに未来を先取りする産業を構築することが求められています。

こうしたことから、本県の特徴を活かし、環境、医療・健康、モノづくり基盤技術、にぎわい創出や観光の分野を今後さらに伸ばしていく必要があります。

世界的な食糧需要の高まりの中、国においても食料自給率の向上に向けた施策が進められていますが、滋賀の農水産業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化の進行、鳥獣被害による生産意欲の減退、琵琶湖環境の変化など厳しいものになっています。

滋賀の農業は、農産物の供給や豊かな農村社会と文化の醸成、美しい田園景観の形成など、県民生活の安定や地域の発展に多面的な役割を果たしてきました。このように大切な農業を持続的に展開していくことが必要です。とりわけ、近年では「環境こだわり農業」が滋賀の農業の特色として定着しており、全国に誇れる先進的な取組として今後も継続していく必要があります。

◆将来の姿

- グローバルな展開の核となる研究開発が活発に行われ、顧客のニーズや環境変化に機動的・柔軟に対応するモノづくりが発展するとともに、環境、健康福祉、観光、バイオ、ITなどの分野で中核企業を中心にクラスターが形成されています。また、活発な知的財産の創造が行われ、産業が活性化されています。
- 消費者の感性に着目した商品やサービスなど多様なニーズに柔軟に対応した商業・サービス業が展開されています。
- 歴史や文化、自然など地域固有の資源を活かした観光が発展しています。
- 高度なモノづくりや高付加価値なサービス提供などを支える人材が多数輩出されています。
- 認定農業者や集落営農組織などの意欲ある担い手により環境との共生を目指した農林水産業が展開され、安全・安心で高品質な近江米、近江牛、近江の茶、湖魚などが地域ブランドとして根付いています。
- 第一次産業、第二次産業、第三次産業といった従来の産業分類にとらわれない、新たな産業システムの構築が推進されるとともに、産学官金民連携や地域間連携などの多様な連携により、相乗効果の高い産業振興が展開されています。

ア 「将来の姿」の実現に向けた施策の取組状況

「将来の姿」の実現に向けて、滋賀の未来成長産業プロジェクトや地域の魅力まるごと産業化プロジェクトの未来戦略プロジェクトと各分野の部門別計画を基本として施策を展開してきました。

(ア) 中小企業の活性化

中小企業は、県内企業数の99%以上を占めており、地域の経済や社会の担い手となっています。そのため、「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」の制定や実施計画の策定、経営の安定・向上、創業・新事業の創出の促進など、県内中小企業の活性化に取り組んできました。

滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、少子高齢化や経営環境の変化により、依然、厳しい状況にある中小企業がその活力を最大限に発揮することが必要不可欠であることから、今後も引き続き、経営基盤の安定化や新事業の創出などが重要な課題となっています。

(イ) グローバル化への対応

人口減少社会の到来等による国内市場の縮小、地球温暖化をはじめとする環境問題の深刻化、加速する経済のグローバル化など急速に変化する社会・経済状況への的確な対応が求められる中、グローバル化への対応として、海外市場の開拓や、海外からの観光誘客・企業誘致を推進するとともに、その推進のため、滋賀の認知度の向上を図ることが期待されています。

(ウ) 成長産業の育成

人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、地球温暖化をはじめとする環境問題の深刻化など、様々な課題が山積する中、目まぐるしく変化する社会情勢に対応できる産業を育成することが求められています。このため、「滋賀県産業振興戦略プラン」や「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」等に基づき、本県の強みを活かした環境やエネルギー、医療・健康などの分野において産業振興に取り組んできたところであり、今後もさらに伸ばすべき分野として重点化が求められています。

また、今後世界的な成長が見込まれる再生可能エネルギー関連産業など環境分野への中小企業の参入や新規創業、さらに、水環境ビジネス分野への進出を見据え、水環境関連企業や大学等の集積を活かした取組を促進してきたところであり、今後重要になってきます。また、3圏域交流のクロスポイントに位置するという物流のメリットを生かした物流産業の振興も期待されています。

(エ) 新事業創出に向けた環境づくりの推進

SOHOビジネスオフィスなどのインキュベーション施設における起業支援など、民間、大学、行政等とのネットワークを活かし、起業から自立までの体系的な企業支援に取り組んできました。

我が国の開業率が減少傾向にあり、起業希望者が急減している中で、新たな地域経

済の担い手を創出し、産業の新陳代謝を促す新事業の創出を図っていくことが、今後も引き続き重要な課題となっています。

(オ) 医療、福祉・介護、子育て分野のサービス拡大や創業の支援

障害者、企業、地域が連携した地域共同作業場の設置やNPO等の活動基盤の強化支援など、事業者や地域、支援自治体が連携しながら、医療、福祉・介護、子育て分野のサービス拡大や創業の支援を進めてきました。今後さらに人口減少、少子高齢化が進行する中、戦略的な対応が求められています。

(カ) 消費者の多様なニーズに対応した商業の推進

商店街の空き店舗の増加や来街者の減少など、滋賀の商業を取り巻く状況は依然として厳しいことから、滋賀の商業の「にぎわい」を創出するため、時代の変化や多様化していく消費者ニーズに対応し、個々の店舗が魅力ある商品を提供するとともに、商業集積全体として魅力ある業種・業態構成にしていくことが課題となっています。

(キ) 豊かな自然や優れた歴史・文化の観光資源を活かした観光産業の振興

「新・滋賀県観光交流振興指針」や「滋賀県「観光交流」振興指針」等に基づき、観光ブランドの創造と発信など、滋賀の豊かな自然や優れた歴史・文化の観光資源を活かした多彩なツーリズムへの取り組みを進めてきました。

平成23年度には観光入込客数が過去最高を記録するなど、一定の成果はあったものの、観光地としての滋賀の認知度は必ずしも高まったと言える状況にはありません。このため、今後とも滋賀の特性を活かした戦略的・重点的な取組を毎年度、アクションプランを作成し計画的に行うとともに、取組成果を踏まえて見直ししながら、効果的に推進していくことが重要です。

(ク) 商工業などの人材育成

学校や職業訓練機関などの関係機関と連携を図りながら、望ましい勤労観・職業観を育むキャリア教育や職業教育、中小企業の人材育成に対する支援など、高度なモノづくり技術やサービスを創造する人材の育成に取り組んできました。

生産年齢人口が減少する中で、働く意欲のある女性や若者、日本での就労資格を持つ外国人などの就労促進を図り、生産の担い手となってもらうため、それぞれのニーズに応じたスキルアップを図り、厚みのある人材養成が課題です。

県内産業の持続的でかつ一層の発展を図るため、高齢者が持つ優れた技術、経験、ノウハウが県内の次世代に継承されるよう支援することが期待されています。

(ケ) 産学官金民連携や地域間連携

医工連携ものづくりネットワークの形成や工場長サミットなど、産学官金民連携や地域間連携を進めるとともに、地の利や知の集積を活かし、広域的な視点をもって成長戦略の拠点づくりに取り組んできました。引き続き、産学官金民連携や地域間連携が重要です。

(コ) 農業の安定経営

認定農業者や集落営農組織等の担い手の確保・育成および新規就農者の確保を図り、農地の面的集積を進めるとともに、担い手の経営の多角化・複合化、法人化などの経営体質の強化に取り組んできました。今後も、効率的で安定的な農業経営体の本県農業の大部分を担い、持続的な農業生産を維持することが必要となっています。

(サ) 農業水利資産の保全と農村振興

本県の水田農業と農村を支える農業水利施設が、良好な状態で次世代に引き継がれるよう、アセットマネジメントによる効率的かつ計画的な保全更新を推進してきました。

また、「しがの農業・水産業新戦略プラン」等に基づき、農村の豊かな地域資源の保全を図る地域ぐるみの共同活動への支援を通じた農業・農村のもつ多面的機能の維持や、都市農村交流などによる農村の活性化に取り組んできました。引き続き取り組むべき課題となっています。

(シ) 消費者と生産者をつなぐ

「おいしが うれしが」キャンペーンの実施や、直売所の活性化、学校給食における地場産農畜水産物の利用拡大など地産地消を進めるとともに、近江米、近江牛、近江の茶、湖魚など滋賀の食のブランド力を向上させる取組を支援してきました。今後も県内外における消費拡大を図るため、地産地消の推進やブランド力の強化、6次産業化の推進などの高付加価値化が重要です。

(ス) 需要に応える農畜産物づくり

高品質で安全安心、おいしい近江米や、実需者ニーズに応える麦・大豆の生産振興を図るとともに、野菜など消費者ニーズの高い園芸作物の推進、加工用米や新規需要米の生産拡大、耕畜連携による飼料用米等の作付けなど水田の有効活用を図ることにより、活力ある水田農業の確立を進めてきました。また、畜産では、肥育牛の増頭や繁殖・肥育一貫経営への移行など、多様な経営による近江牛等の生産拡大を推進しています。国の農政改革の動向等を踏まえながら、今後も需要に応じていくことが求められています。

(セ) 環境こだわり農業と温暖化対策

「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画」等に基づき、環境こだわり農業のスタンダード化・定着に向け、普及拡大に取り組むとともに、県内外の消費者への理解促進に努め、消費拡大とブランド化を図ってきました。また、温暖化に対応した水稻の新品種「みずかがみ」を育成したほか、農業濁水の改善や、生物多様性の維持・回復を目指す「魚のゆりかご水田」等の取組を進めてきました。

引き続き、琵琶湖等への環境負荷の軽減や安全・安心な農産物のニーズへの対応が必要となっています。

(ソ) 水産業の再生

ヨシ帯造成や砂地回復など漁場と産卵繁殖場の整備・保全による自然生産力の向上、種苗放流などによる水産資源の増産、外来魚の駆除などにより漁業経営の安定等を図ってきました。

しかし、依然として漁獲量は低い水準にあり、今後、琵琶湖が抱えている様々な課題について関係部局と一体となって調査研究を進め、水産業の再生に向け、総合的な対策を講じていくことが求められています。

(タ) 森林の保全と林業の振興

地球温暖化が進行する中、治山事業の実施や企業との協働による森林づくりの促進、ニホンジカによる森林被害の対策など、森林の持つ多面的な機能を発揮し、林業の振興、森林の水源のかん養や生活環境の保全・形成、山地災害の防止に取り組んでいます。依然として課題が継続しています

イ 県民満足度の推移

経済・産業分野については、観光と環境こだわり農業は不満足度より満足度が上回っていますが、それら以外は不満足度が上回っています。また、モノづくり産業や、多様なニーズに対応した商業・サービス業の振興に対する行政へのニーズは比較的高くなっています。

(ア) モノづくり・商業・サービス業の振興

地場産業や商店街を活性化する取り組み

平成 19 年度 環境ビジネスやバイオテクノロジー、I T（情報通信技術）などの新しい産業づくり

平成 22 年度 地域を支える産業の育成

平成 25 年度 モノづくり産業や、多様なニーズに対応した商業・サービス業の振興

	満足 どちらかといえば満足	どちらでもない	不満 どちらかといえば不満
平成 19 年度 (地場産業/ 新産業)	11.5% 13.2%	30.9% 40.8%	46.9% 20.8%
平成 22 年度	9.4%	34.1%	34.1%
平成 25 年度	13.8%	41.6%	22.0%

(イ) 地域資源を活かした観光の振興

平成 19 年度 観光の振興や観光産業づくり

平成 22 年度 -

平成 25 年度 歴史や文化、自然などの地域資源を活かした観光の振興

	満足 どちらかといえば満足	どちらでもない	不満 どちらかといえば不満
平成 19 年度	27.2%	35.4%	26.5%
平成 22 年度	-	-	-
平成 25 年度	33.7%	32.1%	20.4%

(ウ) 農林水産業の担い手の育成と振興

平成 19 年度 農業の担い手の育成や県農畜産物のブランド化を推進するなど食料を安定的に供給する取り組み

農薬や化学肥料を減らすなど環境にこだわった農業を推進する取り組み

平成 22 年度 環境と共生した農林水産業の振興

平成 25 年度 環境との共生を目指した農林水産業の担い手の育成と振興

	満足 どちらかといえば満足	どちらでもない	不満 どちらかといえば不満
平成 19 年度 (農畜産業/ 環境農業)	12.9% 21.2%	39.6% 39.5%	19.4% 17.0%
平成 22 年度	11.5%	35.0%	27.8%
平成 25 年度	7.7%	35.6%	26.7%

(エ) 産官学金民連携や農商工連携による産業の振興

- 平成 19 年度 経済振興特区や工業団地整備、産学官の連携など産業活動を活性化
する取り組み
- 平成 22 年度 競争力のある産業の育成
- 平成 25 年度 産学官学金民連携や農商工連携など、相乗効果の高い産業の振興

	満足 どちらかといえば満足	どちらでもない	不満 どちらかといえば不満
平成 19 年度	16.1%	40.4%	19.7%
平成 22 年度	6.4%	38.1%	31.8%
平成 25 年度	6.7%	35.6%	21.9%

(オ) 施策二一ズ

平成 19 年度

- 観光の振興や観光産業づくり 8.0% (22 位/51 項目中)
- 地場産業や商店街を活性化する取り組み 7.8% (23 位/51 項目中)

平成 22 年度

- 地域を支える産業の育成 15.7% (6 位/27 項目中)
- 競争力のある産業の育成 7.1% (15 位/27 項目中)
- 環境と共生した農林水産業の振興 4.7% (20 位/27 項目中)

平成 25 年度

- モノづくり産業や、多様なニーズに対応した商業
・サービス業の振興 7.1% (14 位/27 項目中)
- 歴史や文化、自然などの地域資源を活かした観光の振興
5.5% (17 位/27 項目中)
- 環境との共生を目指した農林水産業の担い手の育成と振興
5.4% (18 位/27 項目中)
- 産学官学金民連携や農商工連携など、相乗効果の高い産業の振興
3.6% (24 位/27 項目中)

ウ 取り巻く現状

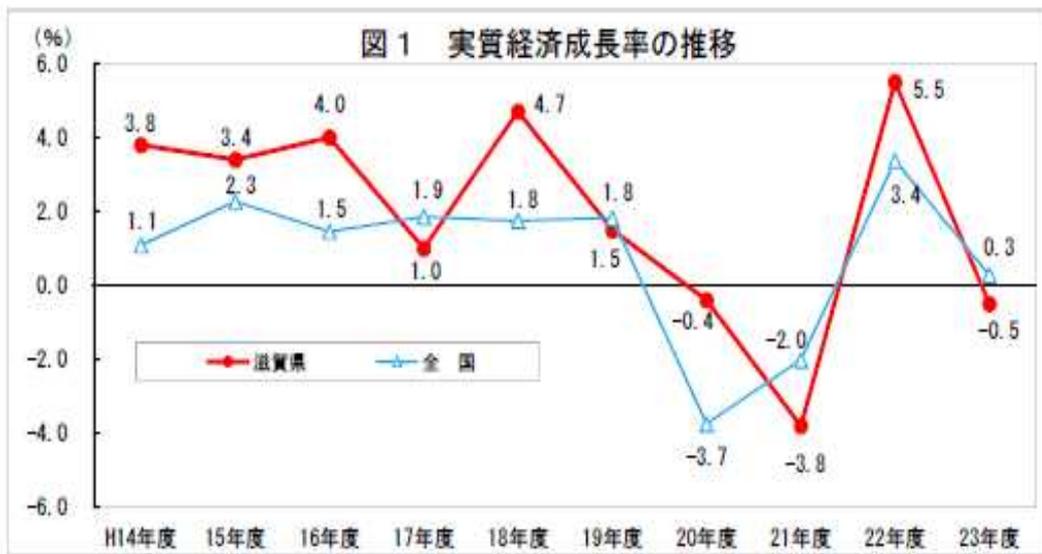
(ア) 本県の経済・産業の状況

A) 経済成長率

近年の本県の経済成長率は、名目・実質ともに全国の経済成長率とほぼ同じ動向で推移しています。

(資料)県民経済計算：滋賀県統計課(単位:%)

	H14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
滋賀県名目	1.1	1.2	1.8	-0.6	2.6	-0.1	-3.1	-2.9	2.1	-3.2
実質	3.8	3.4	4.0	1.0	4.7	1.5	-0.4	-3.8	5.5	-0.5
全国名目	-0.7	0.8	0.2	0.5	0.7	0.8	-4.6	-3.2	1.3	-1.4
実質	1.1	2.3	1.5	1.9	1.8	1.8	-3.7	-2.0	3.4	0.3



B) 県内総生産における経済活動別構成比

県内総生産における経済活動では製造業が 36.2%と最も高く、全国(18.5%)の2倍近くとなっています。平成13(2001)年度と平成23(2011)年を比べると、第一次・第二次産業ともに減少し、第三次産業が増加しています。同様に製造業も減少しています。

(資料)県民経済計算：滋賀県統計課(単位:%)

県内総生産における経済活動別構成比



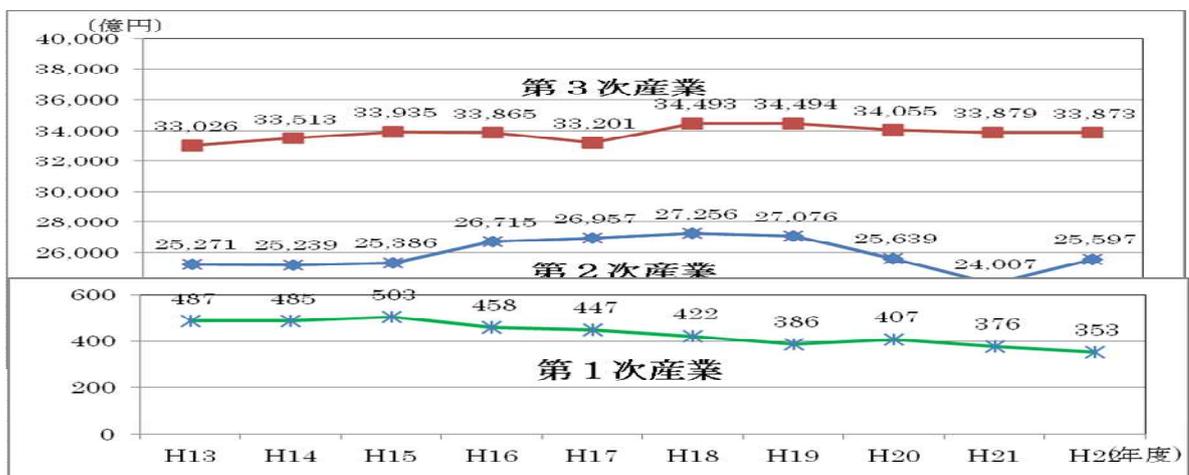
C) 県内総生産額の動向

県内の第1次産業の総生産額は年々減少する傾向にあります。第2次産業はリーマンショック等の影響により減少した後、平成22(2010)年度は回復しましたが、リーマンショック前の水準までには戻っていない状況であり、新興国における市場規模の拡大等を背景にした工場の海外移転の進行等に伴う影響が懸念されます。第3次産業は、ここ数年横ばいで推移していますが、高齢化の進行に伴い需要が大幅に増加することが見込まれる健康、医療、福祉、介護関連の産業が拡大していくことが見込まれます。

これまで滋賀は恵まれた立地特性を活かし、内陸工業県として発展し、一般機械や輸送機械、電気機械などの加工組立型産業が中心であり、輸出動向の影響をより受けやすい産業構造となっています。

滋賀の産業の動向

(資料)県民経済計算：滋賀県統計課

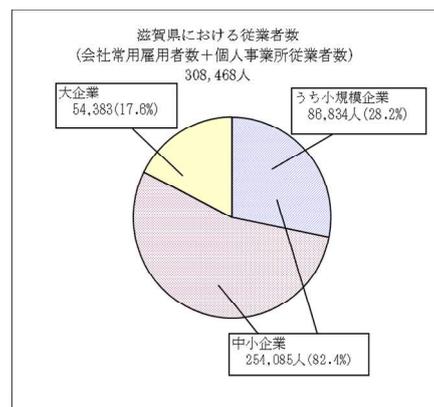
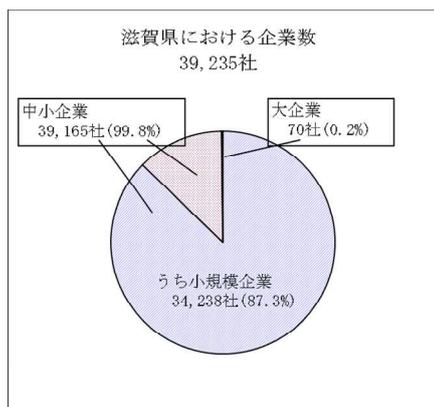


D) 事業所数および従業者数の推移

県内企業のうち、99%以上が中小企業で占められており、地域の経済や社会の担い手として、大変重要な役割を果たしています。

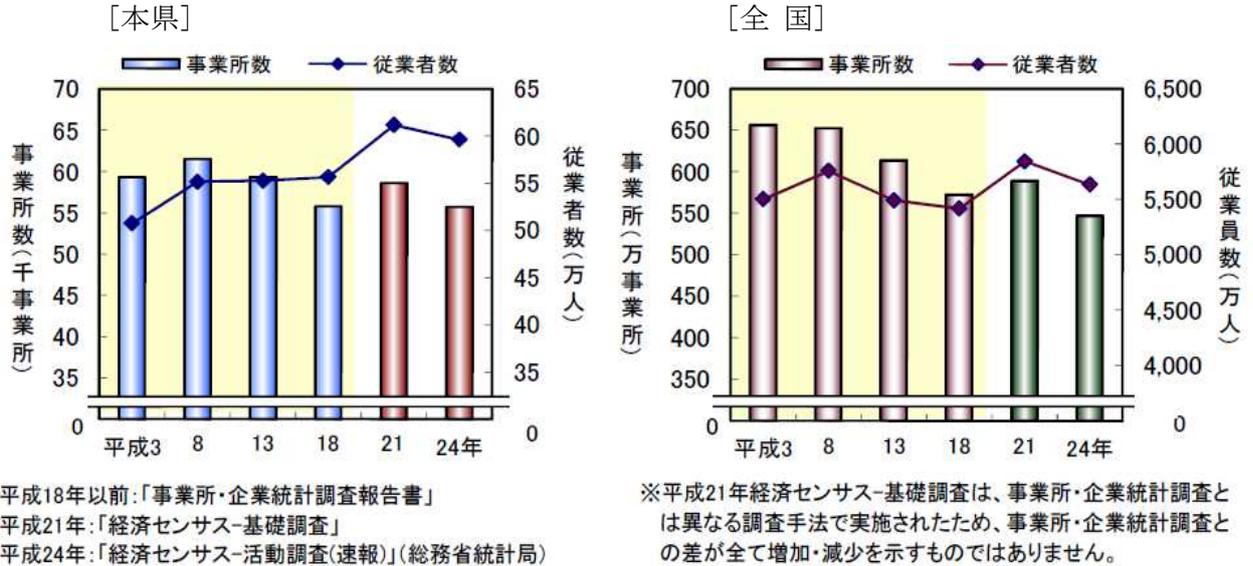
長期的に見ると、県内の事業所数は全国と同様に減少傾向にあります。また、従業者数は、県内では増加傾向にあり、全国では横ばい状態にあります。

しかしながら、生産年齢人口の減少などに伴い、将来的には事業所数および従業者数ともに減少していくことが想定されます。



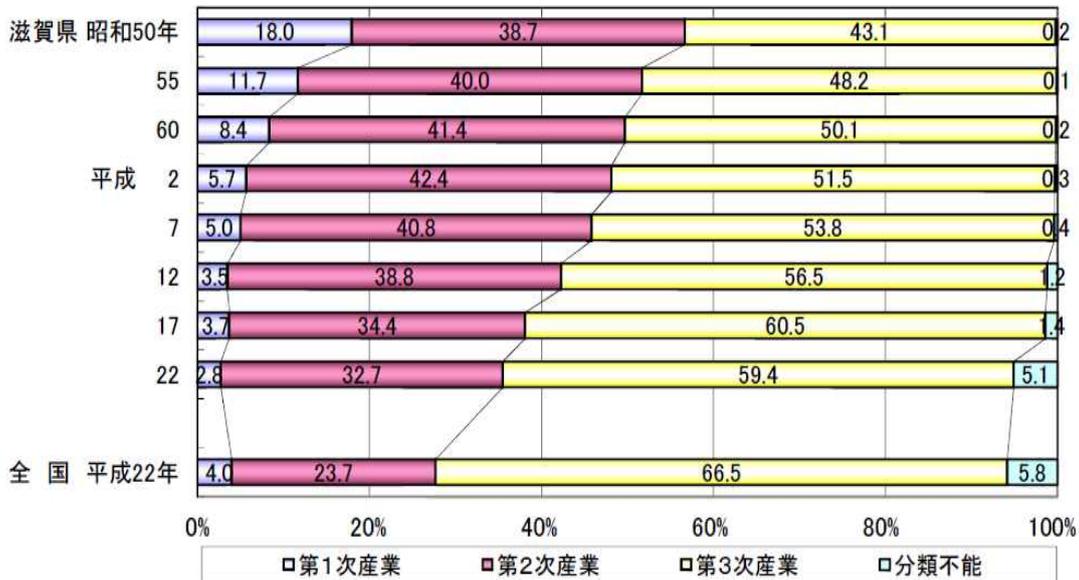
(資料)平成21年経済センサス

事業所数および従業者数の推移



E) 就業者割合の推移 (産業別)

就業者の割合について、第二次産業 32.7%であり、全国平均 23.7%を大きく上回っていますが、第三次産業は年々増加傾向となっています。



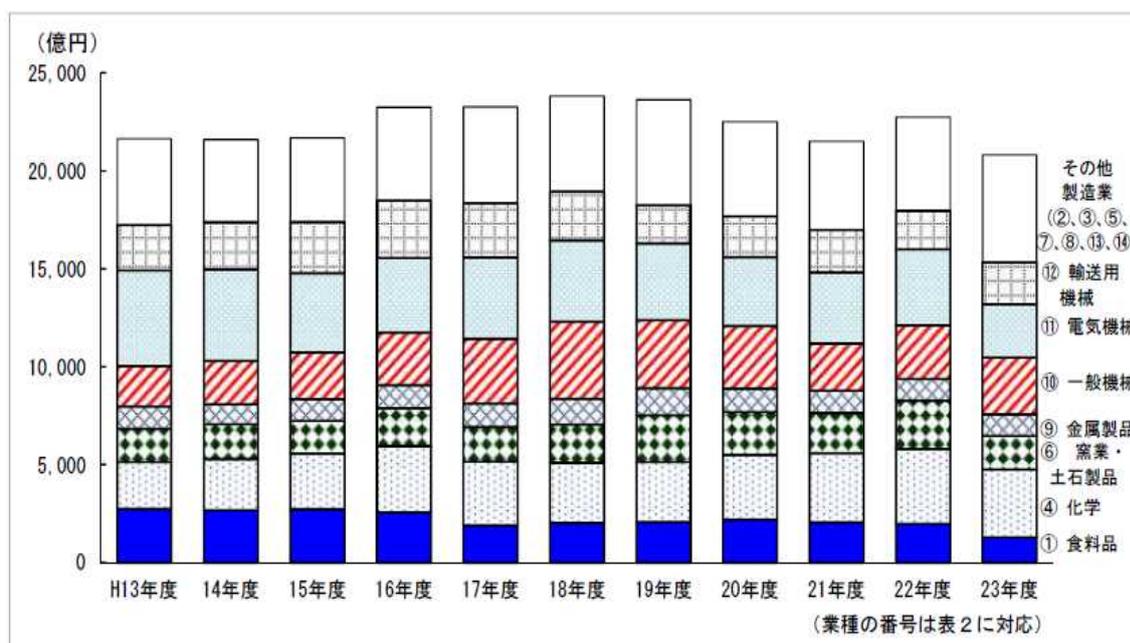
(イ) 商工業

A) 業種別の総生産額の動向

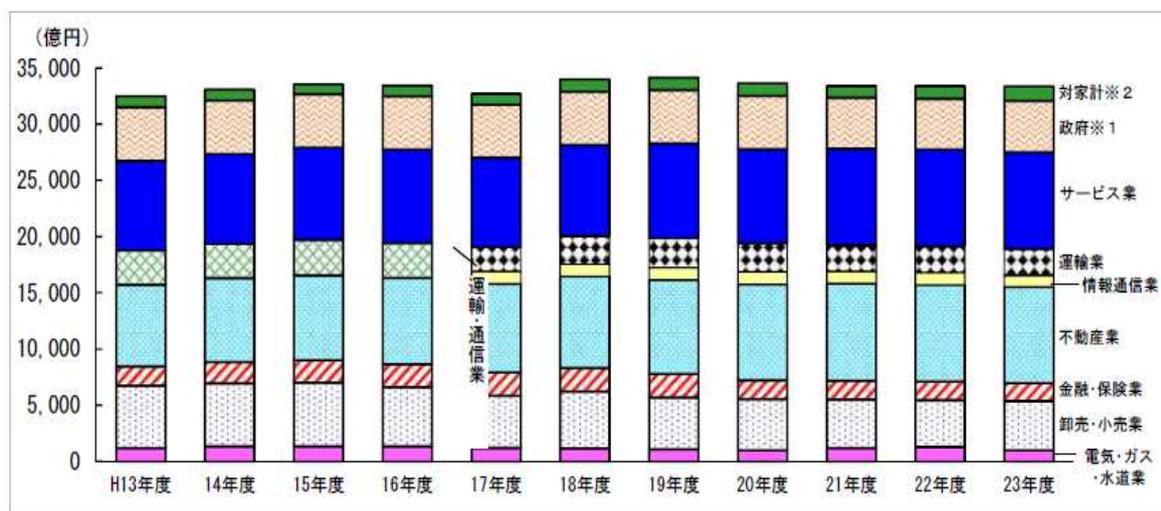
製造業の業種別内訳 (総生産額ベース) は、電気・輸送用などの機械、化学工業、プラスチック、窯業・土石製品の割合が高く、付加価値額でも同様の傾向です。

第三次産業ではサービス業、不動産業、卸売・小売業の割合が高くなっています。

総生産額の推移（製造業）



総生産額の推移（第三次産業）



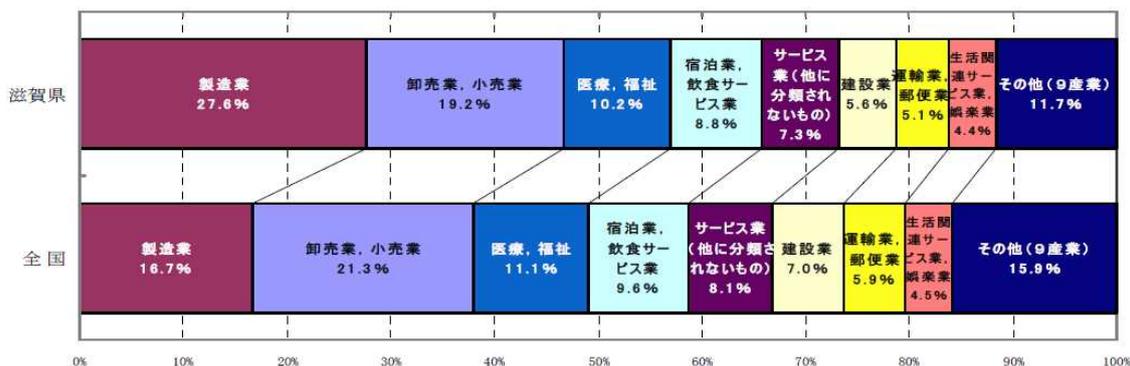
B) 産業別事業所数の構成比

産業別の事業所数では、卸売業・小売業、建設業、製造業、宿泊業・飲食サービス業などとなっています。

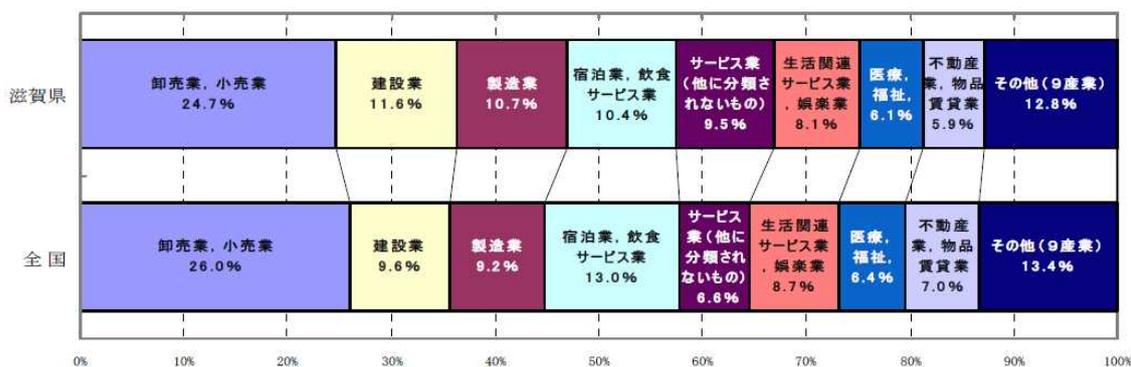
産業別従事者数の構成は、製造業 27.6%、卸売業・小売業 19.2%、医療・福祉 10.2%、宿泊業・飲食サービス業 8.8%という順になっており、製造業の割合が全国と比べるとかなり高い割合となっています。一方、事業所数では、卸売業・小売業が最も高く 24.7%に、続いて建設業が 11.6%、製造業 10.4%となっています。

(資料) 経済センサス (平成 24 年) : 滋賀県統計課

産業別従業者数の構成比

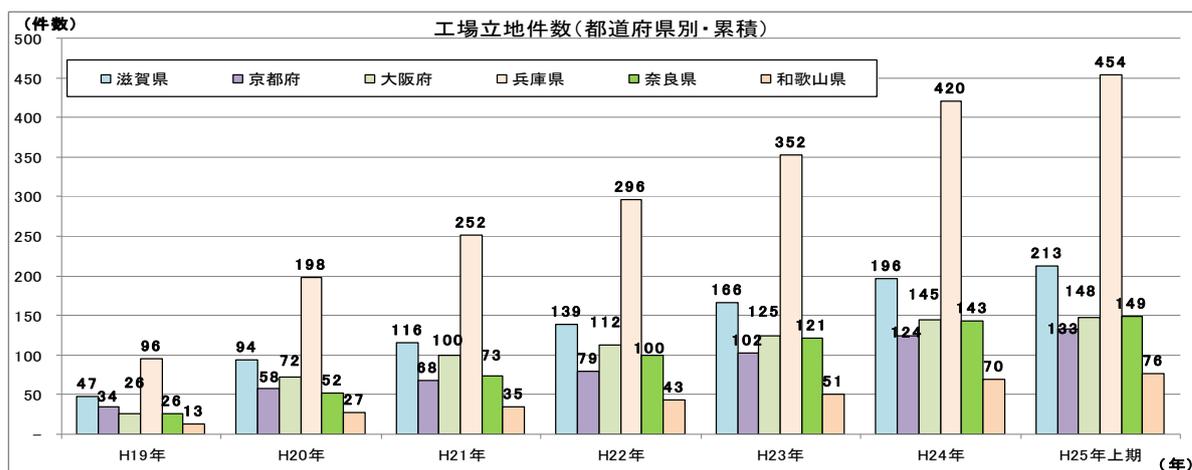


産業別事業所数の構成比



C) 工場立地件数の推移

県内の工場立地は、平成 19(2007)年以降順調に増加し、213 件の工場立地となっています。近畿では兵庫県に次いで多くなっています。(資料)工場立地動向調査:経済産業省



(注) 研究所、太陽光発電等の電気業を除いた工場立地件数

D) 県内企業の海外進出

貿易や国際分業の進展で経済的な相互依存関係が世界規模で深まるとともに、ICT化の進展・普及により、国境を越えたヒト・モノ・カネ・情報の移動が加速しています。県内企業の海外進出件数は、平成 10(1998)年 42 件から年々増加し、平成 19(2007)年には 97 件に達しました。その後一時減少しましたが、再び増加し、平成

23(2011)年は 101 件となっています。拡大する新興国市場の需要の取り込みを図ること等を目的に、アジアを中心に海外進出企業が増加しています。

資料:関西国際化情報ファイル2012(近畿経済産業局)



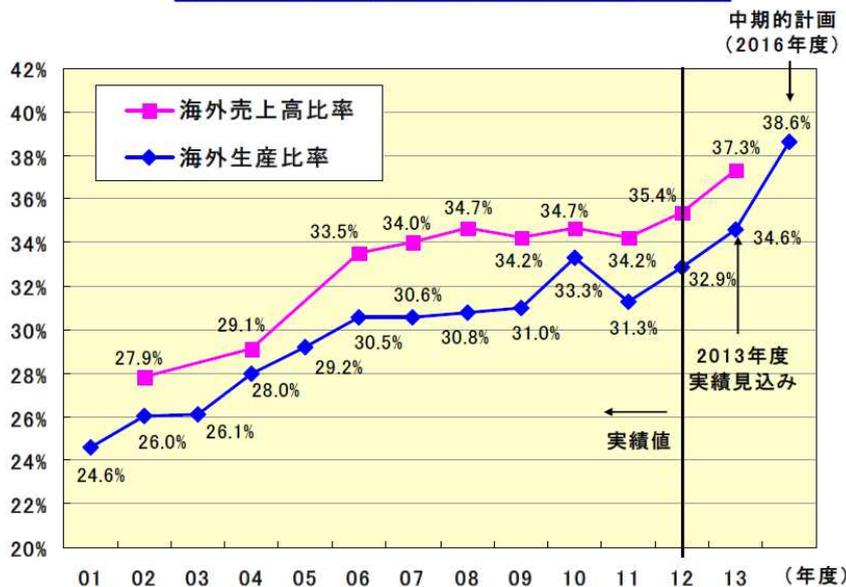
海外進出企業数の推移

○ 図表2-4-① 海外進出企業数の推移(関西・首都圏・全国)
(日本企業の本社所在府県別出資件数、累計ベース)

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	構成比
福井県	75	78	71	80	83	74	75	94	73	78	1.4%
滋賀県	60	70	72	80	95	97	94	88	96	101	1.8%
京都府	540	570	606	629	642	684	679	676	703	718	12.7%
大阪府	4,471	4,192	3,650	3,781	3,680	3,590	3,614	3,727	3,818	3,985	70.7%
兵庫県	540	553	573	606	613	622	639	628	654	684	12.1%
奈良県	45	41	27	34	36	34	31	34	27	28	0.5%
和歌山県	40	42	39	40	41	37	37	40	41	41	0.7%
関西	5,771	5,546	5,038	5,250	5,190	5,138	5,169	5,287	5,412	5,635	100.0%
(全国比)	23.3	22.4	24.4	20.8	20.1	20.2	20.1	20.5	20.4	20.2	
首都圏	15,320	15,448	14,110	15,884	16,190	16,040	16,135	16,342	16,703	17,499	
(全国比)	61.9	62.3	68.5	63.0	62.9	63.0	62.8	63.3	62.9	62.9	
全国	24,742	24,799	20,606	25,210	25,758	25,441	25,702	25,811	26,556	27,828	

出所:(株)東洋経済新報社「海外進出企業CD-ROM2012」より作成
(注)首都圏:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

海外生産比率※1と海外売上高比率※2の推移



※1 (海外生産高) / (国内生産高 + 海外生産高)
 ※2 (海外売上高) / (国内売上高 + 海外売上高)
 ※3 各比率は、回答企業の申告値を単純平均したもの。

E) 国内市場の縮小と新興諸国の市場の拡大

世界同時不況等の影響や世界経済における日本の地位の低下、国内の事業活動の低迷など、引き続き日本経済は厳しい状況にあります。今後は人口減少等による購買力の一層の低下が見込まれ、国内市場が縮小していくことが懸念されます。

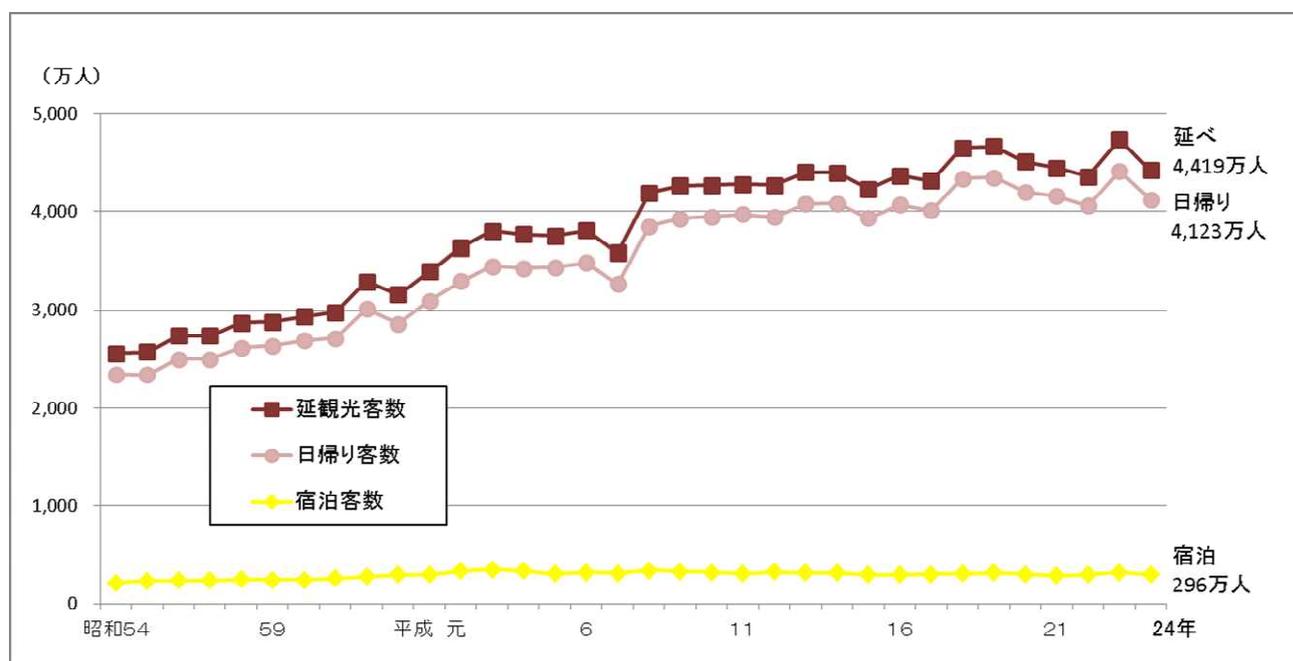
一方、アジア新興諸国において、一部地域に経済の成長に翳りが見受けられますが、各国の市場規模は今後とも大幅に拡大していくことが見込まれています。

F) 観光客数の推移

観光客は、年によって増減があるものの、長期的には増加傾向となっています。ただし、大河ドラマの放映など外的要因に影響を受けやすい状況があり、宿泊観光の拡大など持続的な誘客が求められています。

観光客数の推移

県観光交流局



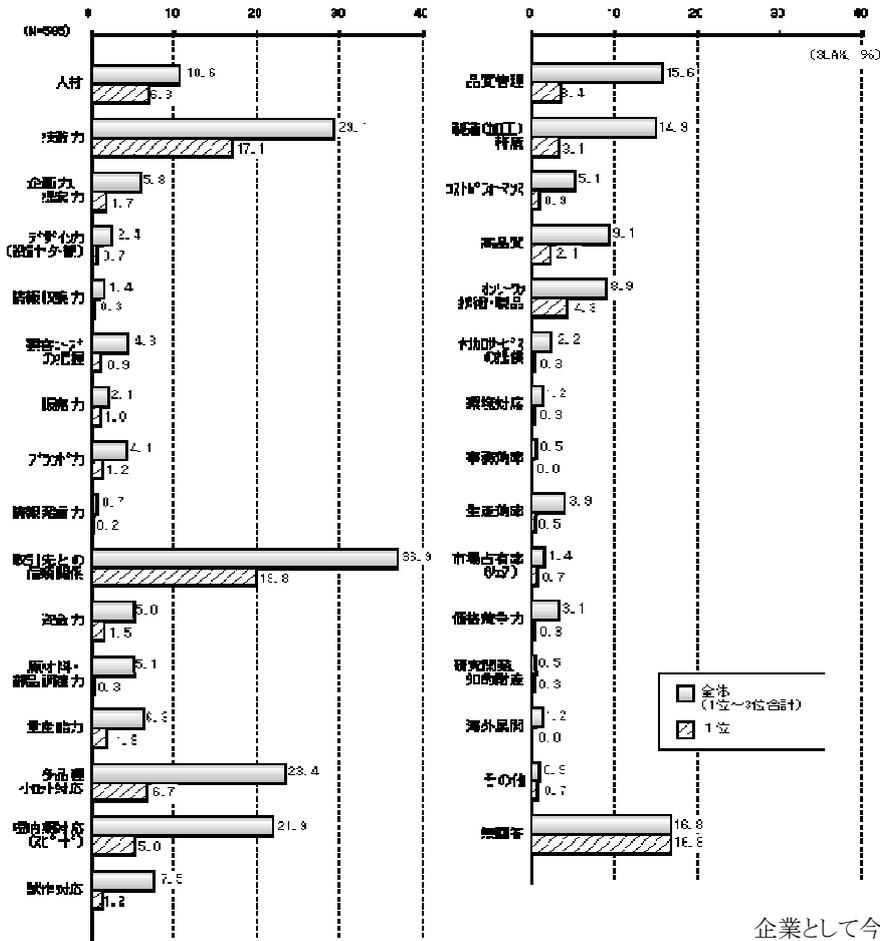
(ウ) 中小企業

本県の企業数に占める中小企業の割合は99.8%、うち小規模企業は87.3%を占めています。

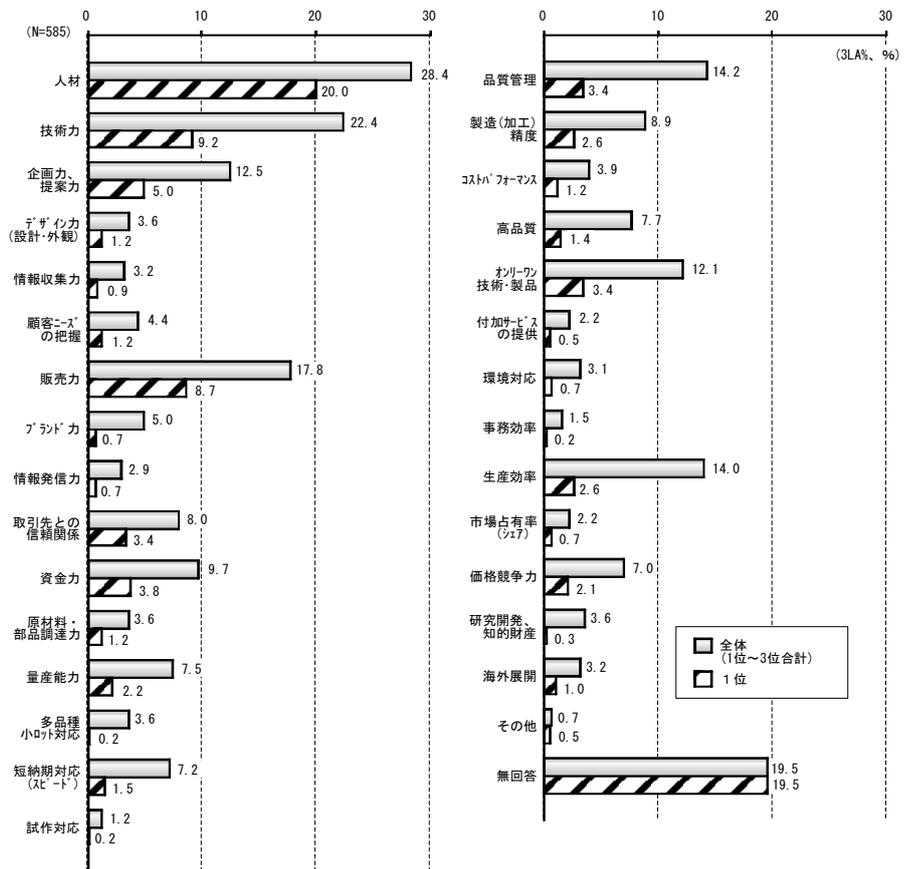
中小企業自身が考える「現在の強み」としては、「取引先との信頼関係」「技術力」「人材」などが挙げられています。一方、「今後強化したいもの」としては、「人材」「技術力」「販売力」などが挙げられています。

滋賀県中小企業等実態調査(平成 23 年度)

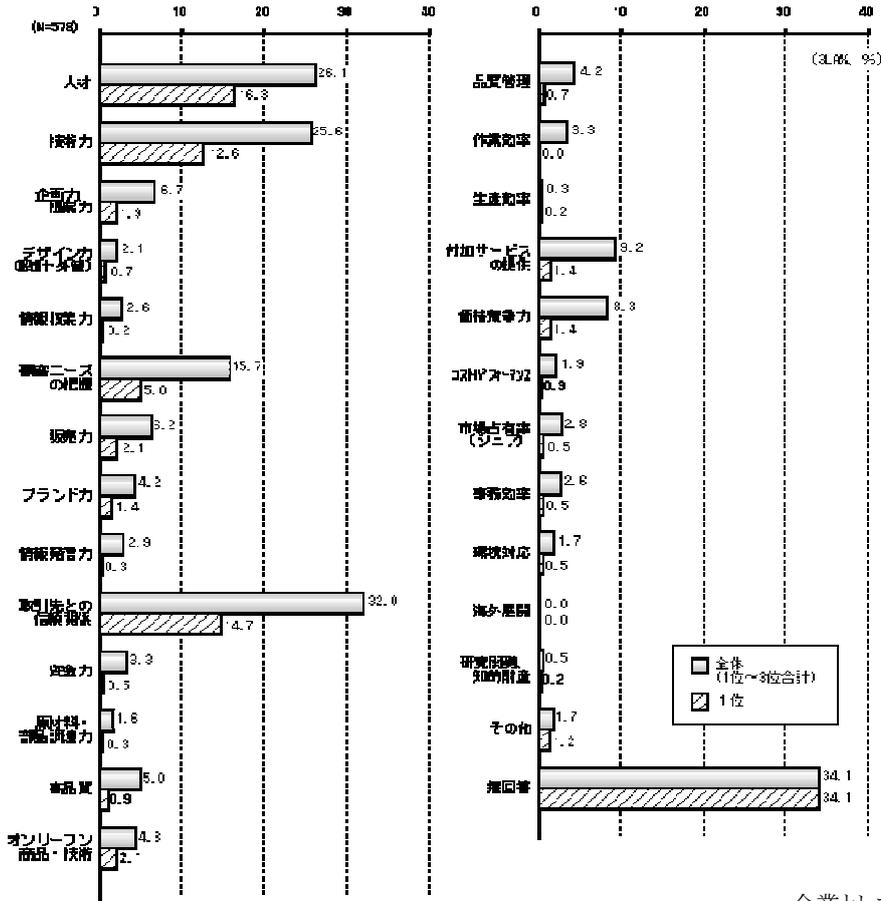
企業としての現在の強み(製造業)



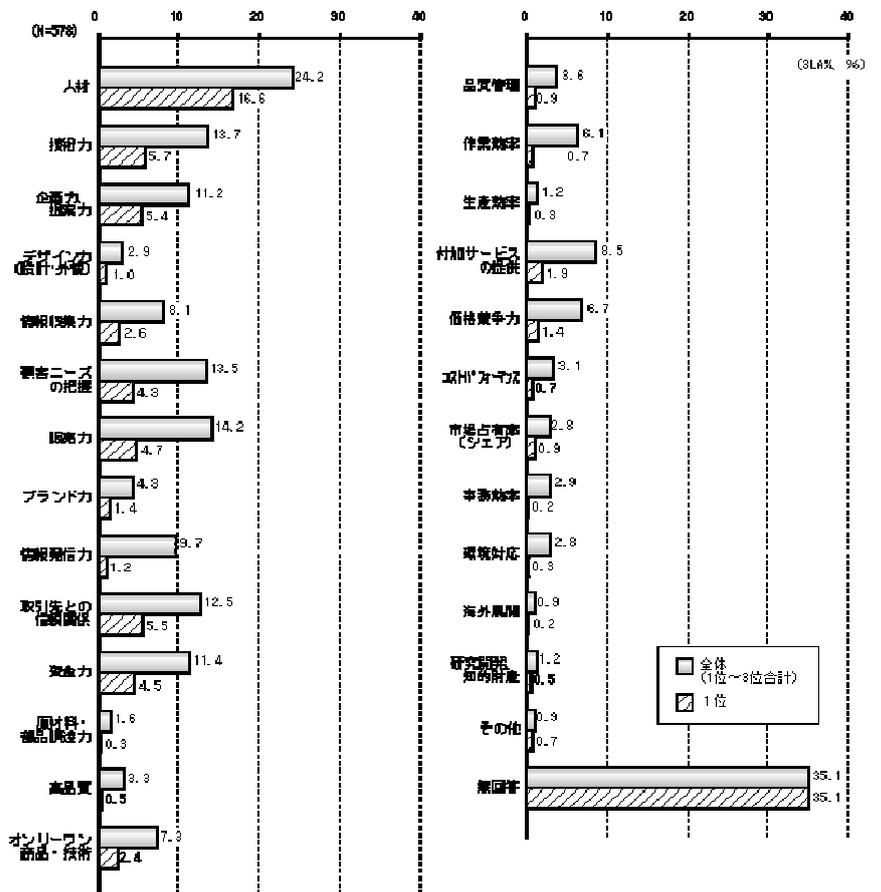
企業として今後強化したいもの(製造業)



企業としての現在の強み(非製造業)



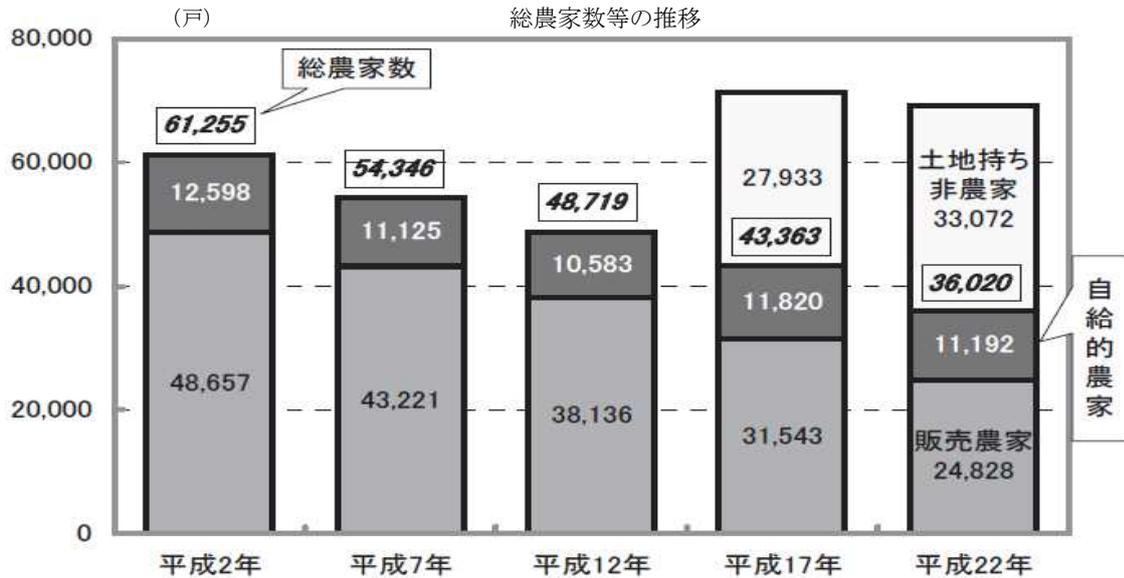
企業として今後強化したいもの(非製造業)



(エ) 農畜水産業

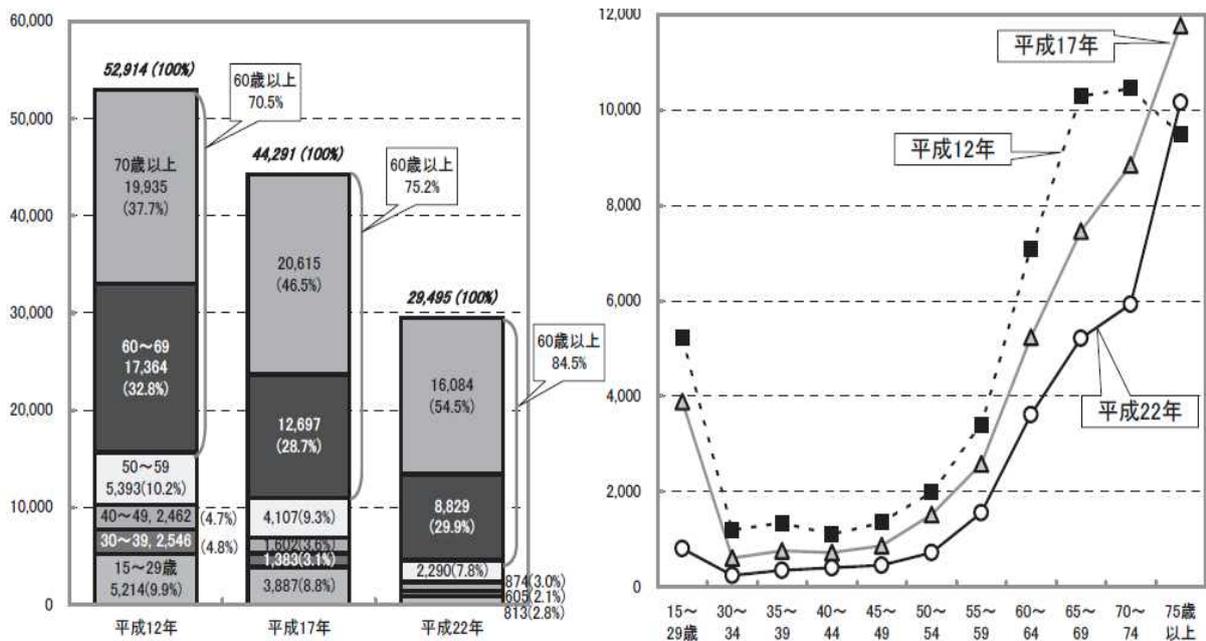
A) 総農家数の推移

総農家数は平成22(2010)年36,020戸で、平成17(2005)年に比べ7,343戸(16.9%)減少、このうち販売農家数は24,828戸で、前回に比べ6,715戸(21.3%)減、自給的農家数は11,192戸で、前回に比べ628戸(5.3%)減とそれぞれ減少しています。また、土地持ち非農家数は33,072戸で、前回に比べ5,139戸(18.4%)増加しています。



(資料)2010年世界農林業センサス:農林水産省

年齢階級別農業就業人口の構成と推移

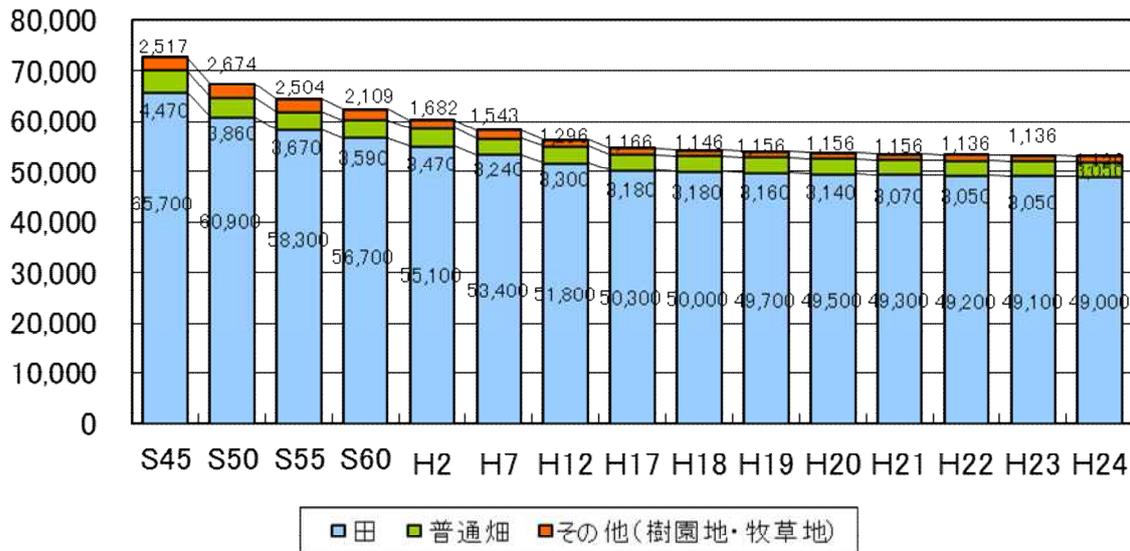


(資料)2010年世界農林業センサス:農林水産省

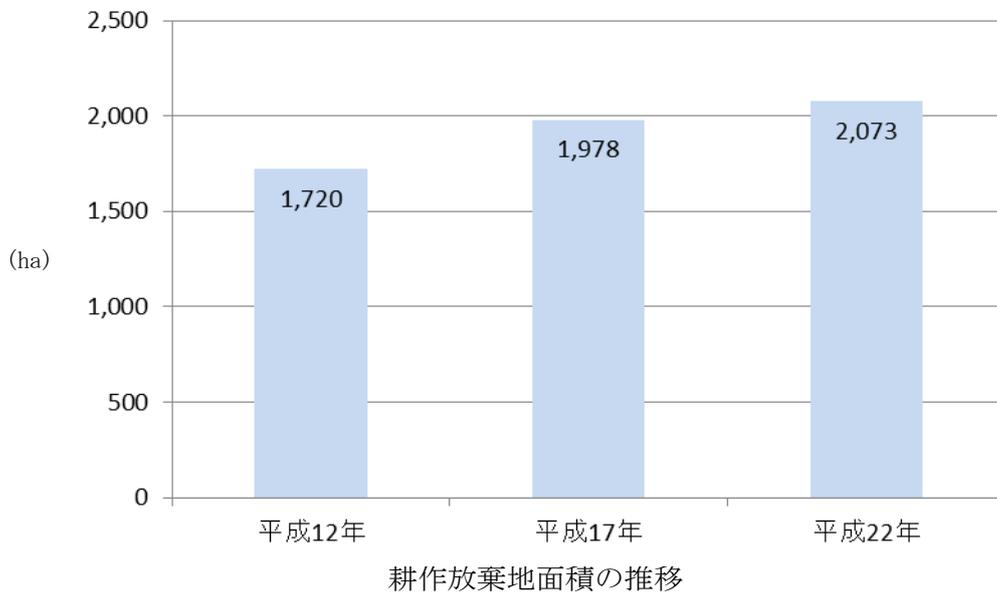
B) 耕地面積の推移

耕地面積は年々減少傾向にあり、平成25(2013)年度で53,000haとなっています。このうち水田の占める割合は、92.3%で全国第2位の水田率となっています。一方、耕作放棄地の面積が増加してきています。

耕地面積の推移 (ha)

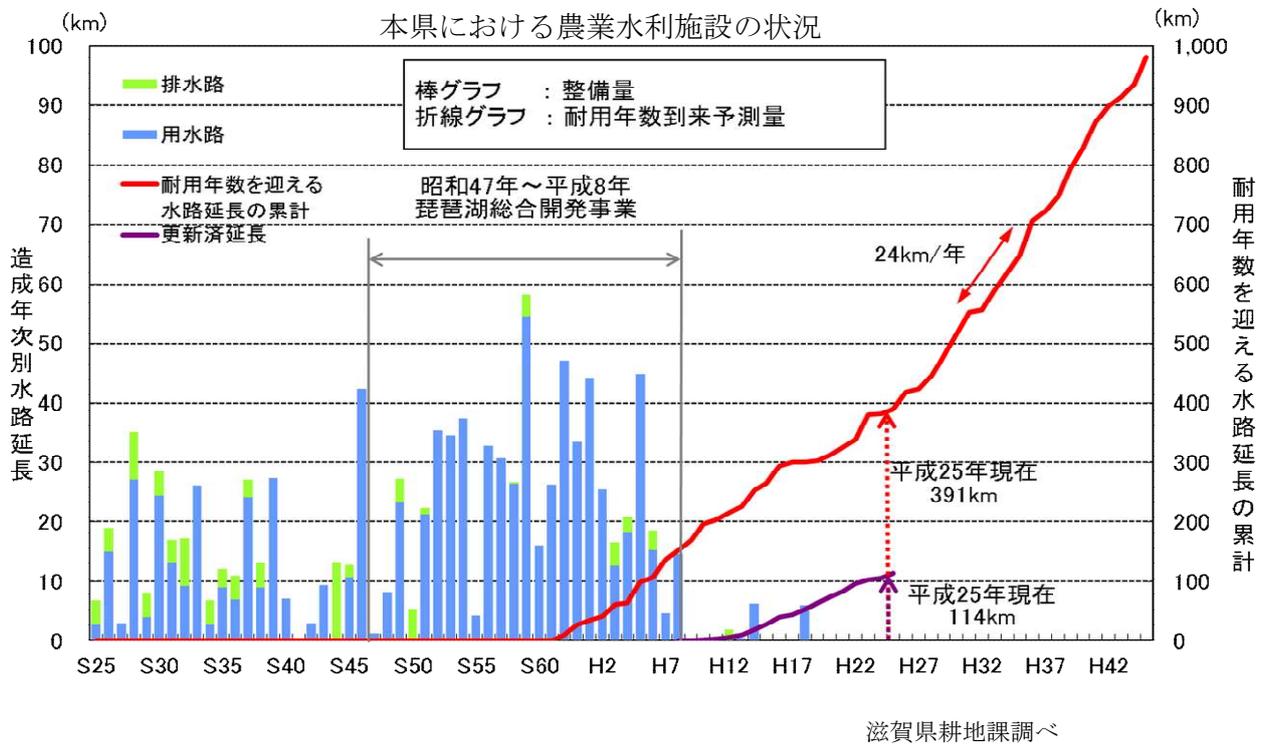


耕地面積調査(農林産省)ス



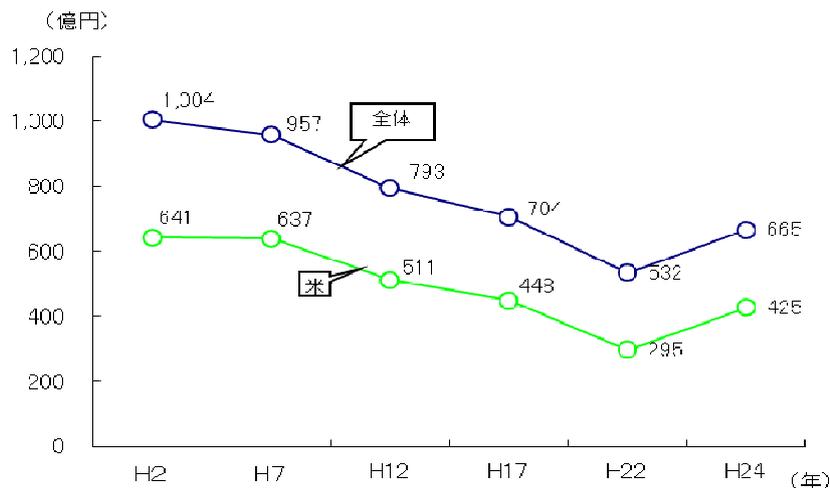
C) 農業水利施設の老朽化

農業用の用排水路は基幹から末端まで総延長で約 13,000km に及びますが、施設の多くは整備後 30 年以上経過するなど、年々老朽化が進行しています。



D) 農業産出額の推移

本県における農業産出額は年々減少傾向にあり、平成 24(2012)年度で 665 億円となっています。このうち米が 64%を占めており、全国平均 24%と比較して非常に高い割合となっています。 本県における農業産出額の推移

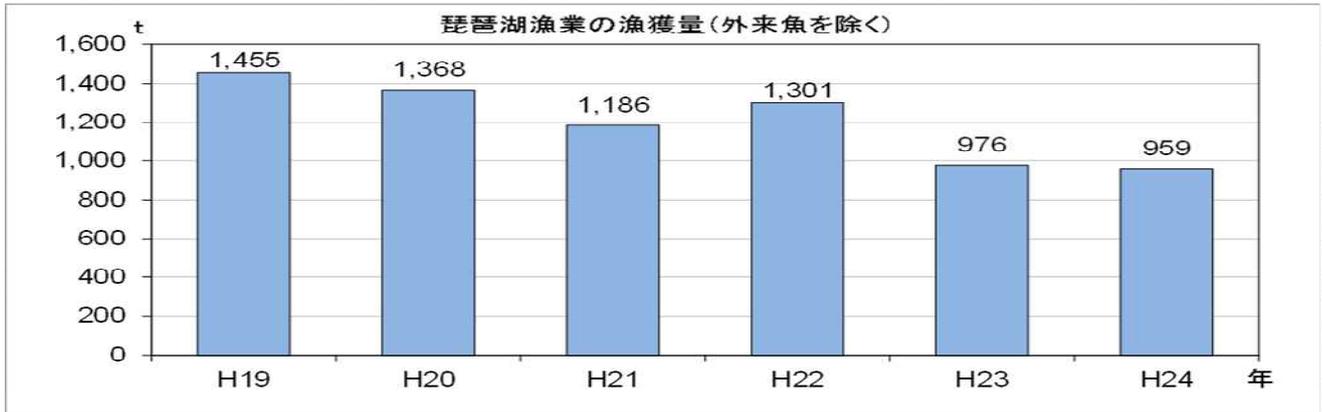


生産農業所得統計 (農林水産省)

E) 琵琶湖漁業の漁獲量の推移

琵琶湖漁業の漁獲量は、外来魚やカワウの異常繁殖や環境の変化等により減少が続いています。ただ、稚魚放流しているニゴロブナ、ホンモロコ等一部の魚種については漁獲量の増加が見られます。

琵琶湖漁業の漁獲量の推移

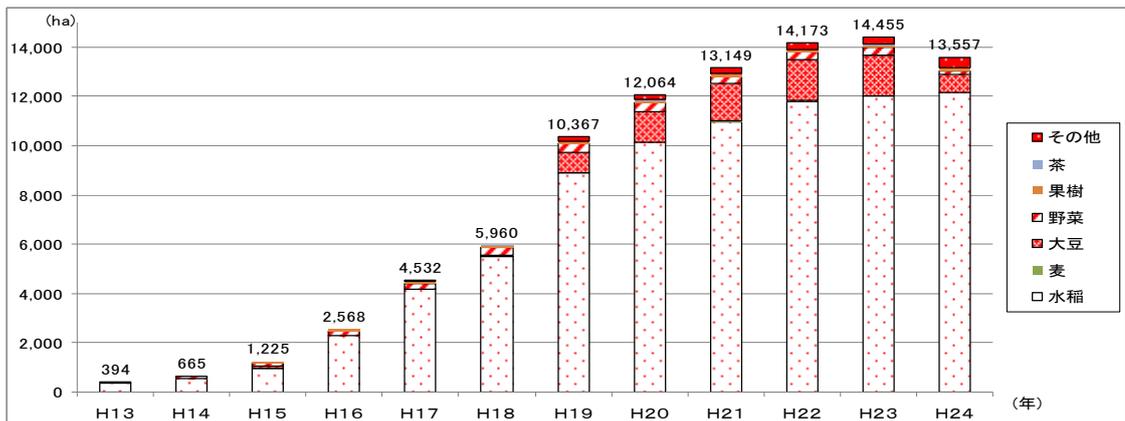


(資料)内水面漁業生産統計調査:農林水産省

F) 環境こだわり農産物の栽培面積の推移

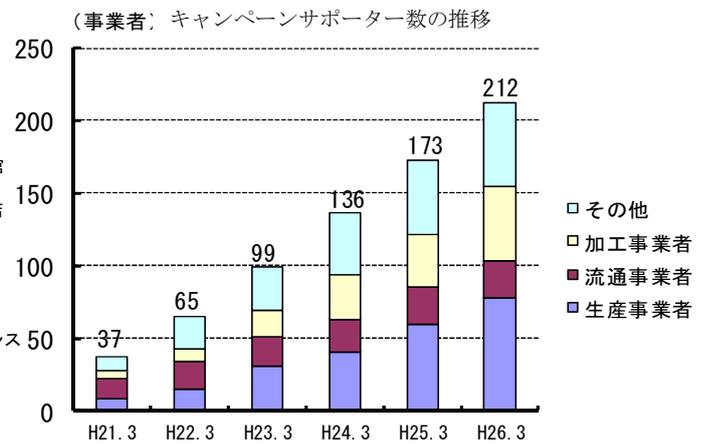
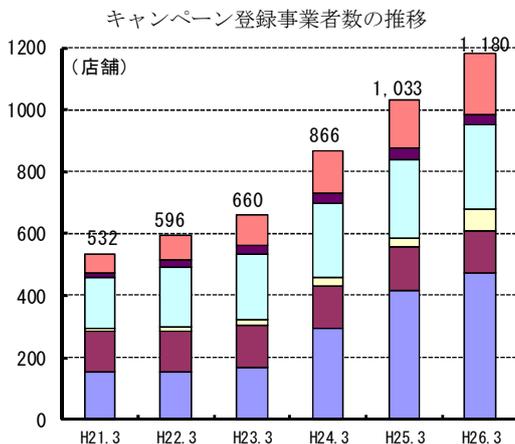
「環境こだわり農産物」の栽培面積は、認証制度を設けた平成 13(2001)年から増加し、「環境こだわり農業」が全国に誇れる先進的な取組として一定定着してきています。

(資料)滋賀県農政水産部調



G) おいしが うれしがキャンペーン推進店の推移

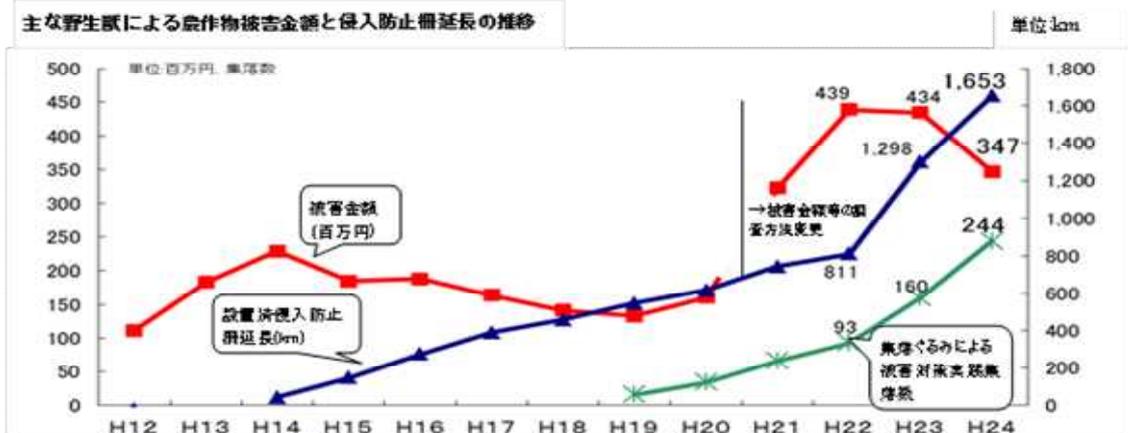
平成 20(2008)年度から始めた「おいしが うれしが」キャンペーンの実施により、キャンペーン推進店の登録事業者数は、1,180 店舗に、生産・流通・加工事業者などのキャンペーンサポーター数は、212 事業者が増えていきます。



(資料)滋賀県農政水産部調

H) 主な野生獣による農作物被害金額の推移

野生獣による農作物被害金額は、防護柵の設置等による効果もあり、平成23(2011)年度から減少に転じていますが、依然として被害が多い状況です。

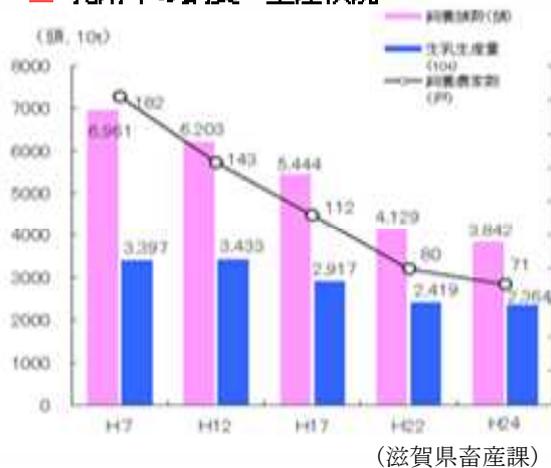


(資料)滋賀県農政水産部調

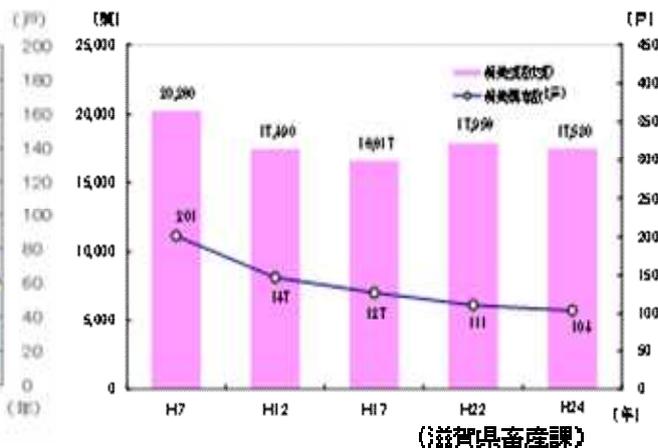
I) 畜産業の推移

肉用牛の飼養頭数は増加傾向にありますが、乳用牛や豚・鶏は減少傾向にあります。また、飼養戸数については、すべての畜種で減少しています。

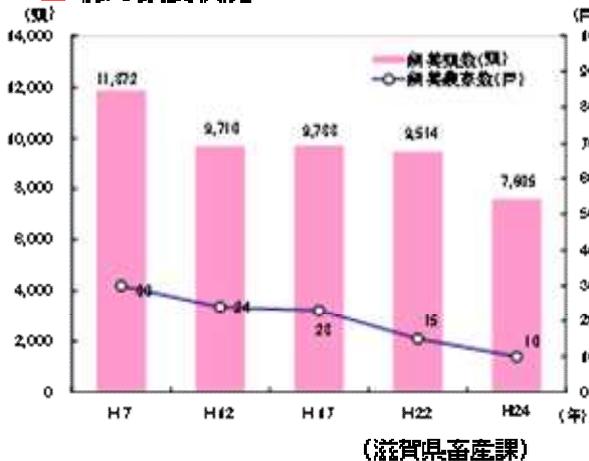
■ 乳用牛の飼養・生産状況



■ 肉用牛の飼養状況



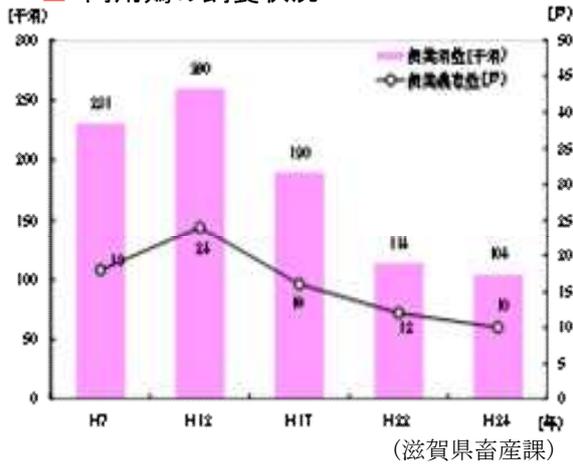
■ 豚の飼養状況



■ 採卵鶏の飼養状況



■ 肉用鶏の飼養状況

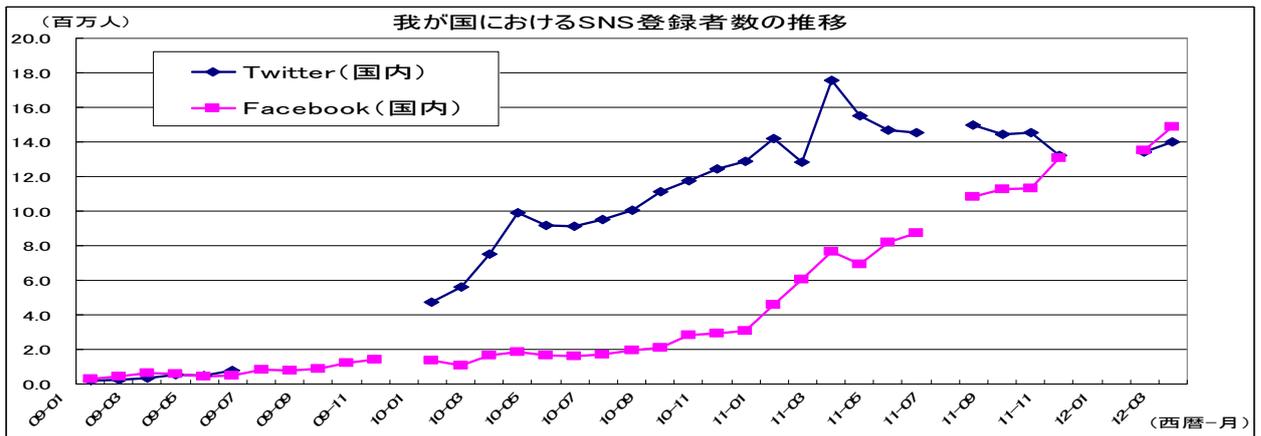


(オ) 環境変化等

A) ICTの発達：SNS登録者数の推移

ツイッターやフェイスブック等SNS登録者数は、平成21(2009)年1百万人未満が平成24(2012)年は1千5百万人超となっており、SNSは、この5年間で急速に普及しています。

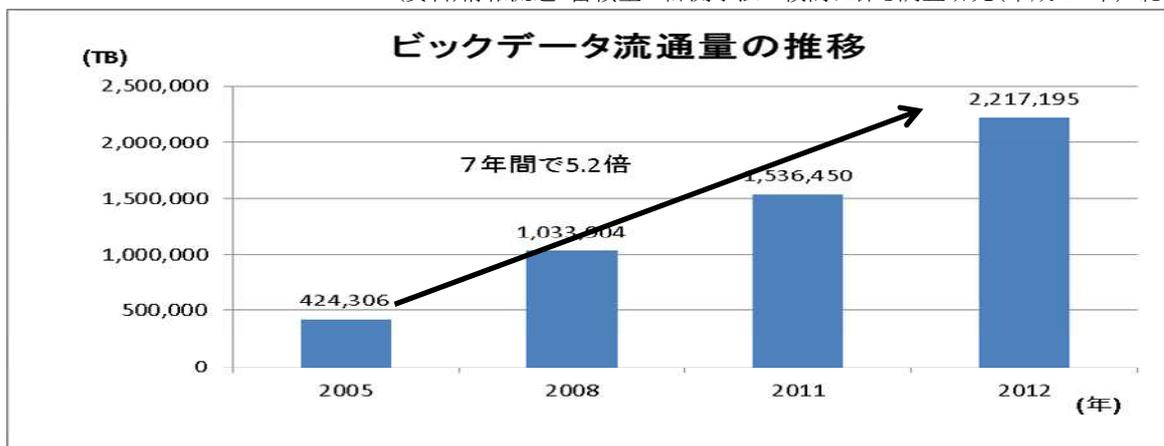
(資料)平成24年版情報通信白書:総務省



B) ICTの発達：ビッグデータ活用の流れ

ICTの進展に伴い、多様で大量のデータ、いわゆる「ビッグデータ」が様々な分野で活用されて、革新的なサービスや新たなビジネスの創出につながっている。

(資料)情報流通・蓄積量の計測手法の検討に係る調査研究(平成25年):総務省



エ 現状を踏まえた今後の課題

【総括】

(ア) 本県の経済・産業の状況

- A) 本県の経済成長率は、国とほぼ同様に推移してきています。
- B) 高齢者のインターネット利用状況の拡大傾向を踏まえ、ICT を活用した高齢者の社会参加やネットワークづくりを検討する必要があります。
- C) 人口減少社会の到来とともに、国内市場が縮小していくことが懸念されることから、新たな内需の創出を目指しながら、六次産業化や地域で経済が循環する仕組みをつくるなど、地域資源を活用した持続的な地域経済を構築し、活性化を図っていく必要があります。

(イ) 商工業

- A) 製造業では、電気・輸送用などの機械や化学工業、プラスチックの総生産額煮染める割合が高く、付加価値額の高い加工組立の業種が多く、景気や輸出の動向に影響を受けやすい構造となっています。
- B) 工場の県内立地、県内企業の海外進出がともに進んでおり、これからは付加価値のある商品や環境、健康産業に特化するなど、産業構造の変化やグローバル化の進展を踏まえた県内産業の発展が必要です。
- C) 観光面では、長期的には増加傾向にあるものの、大河ドラマの放映など外的要因に影響を受けやすい状況があり、滋賀のブランド化や滋賀の食と寺社をセットにしたツアーなど地域資源を活かした宿泊観光の拡大など持続的な誘客が求められます。県外から観光に来てもらい、滋賀の良さを知ってもらうため、県内移動がしやすい地域交通の整備が必要です。また、滋賀の環境や利便性を活かし、例えば関西向け日帰り貸し農園や農作業を体験できるファームステイなどの取組も有効と考えられます。
- D) 中心市街地の商店街では空き店舗が増えてきている一方、道の駅などでの地産地消の動きも拡大している。生産者の顔が見える商品を地元で買うことができる場所を確保することや、使う側が地元の商品を意識して買うことができるようにしていくことが大切であり、まちの活性化にもつながります。

(ウ) 中小企業

- A) 県内企業のうち 99.8%が中小企業であり、第三次産業、地場産業をはじめとする製造業などを中心に小規模な事業所が多いため、取引先との信頼関係や技術力など、企業としての強みを一層活かす工夫が必要です。また、引き続き、消費者ニーズに合った商品の開発や販路拡大を図るためには、人材の確保や育成が課題です。
- B) 人口減少に伴い国内市場の縮小が危惧されるが、滋賀の地場産品や特色あるサービスをはじめとしてアジアなどへ海外展開することも考えることも必要です。また、国内においても、伝統力や技術力を活かし、販売対象を明確に絞るなど創意

工夫することで新たな市場を開拓することも必要です。

- C) 建設業の担い手の高齢化等により、県土保全や災害時の対応など懸念されています。

(エ) 農畜水産業

- A) 総農家数は平成 22(2010)年約 3.6 万戸となり、5 年間で約 7 千戸(16.9%)が減少し、また、耕地面積は減少、耕作放棄地面積は増加傾向となっています。農業就業人口の減少と高齢化が進んでいるため、若い人にとって魅力ある農業にすることが求められているとともに、意欲的な担い手の確保・育成と担い手への農地の集積、その経営体質の強化が急務となっています。また、都市政策と農村政策を分け、中心市街地の活性化とともに、農地を守ることが必要となっています。
- B) 農業水利施設の老朽化が進行しているため、適切な維持管理と計画的な保全更新対策を進めていく必要があります。
- C) 農業産出額は年々減少傾向にあり、消費者の需要動向に対応した農畜産物の生産振興が求められるとともに、琵琶湖漁業の漁獲量も年々減少傾向にあることから、漁場環境の保全と水産資源の維持・増大が必要となっています。
- D) 近江米、近江牛、近江の茶、湖魚といった滋賀を代表する産物の安定生産を図るとともに、これらのブランド力の一層の向上を図り、関西圏や東京で展開することにより農業生産の拡大をすることが求められています。
- E) 消費者の安全・安心な食に対する関心が高いことから、環境こだわり農産物のさらなる普及拡大とともに、滋賀のブランドの中核に位置付けながら流通・消費の拡大につなげていくことが必要です。
- F) イノシシ、ニホンザル、ニホンジカなどによる農作物被害が依然として多く、生産意欲の減退につながっていることから、引き続き獣害対策を着実に進めていく必要があります。
- G) 農畜水産物の付加価値の向上を図るために、商工業者などと連携しながら 6 次産業化や地産地消を進める必要があります。
- H) 土地持ち非農家の増加に伴い農地連担化などの取組や、農地の適切な管理と農村における集落機能の維持・継続を図ることが必要となっています。

(オ) 環境変化等

- A) ICTの発達などの新たな技術、医療・福祉需要の拡大など消費者ニーズの変化、再生可能エネルギーの導入などエネルギー構造の変化等を生かした新産業の創出が望まれます。
- B) 環境立県滋賀として、地球温暖化にストップをかけ、新たな産業の創出など経済の発展と低炭素社会の構築の両立に向けて取り組んでいくことが、ビジネス面でもメリットがあると考えられます。
- C) TPP 協定交渉の開始などグローバル化の進展に適切に対応する必要があります。

【課題】

(ア) 中小企業の活性化

- A) 成長が期待される分野における事業活動の展開、県民の安全および安心に配慮した事業活動の促進、海外における円滑な事業の展開の促進など、中小企業の自らの成長を目指す取組を推進する必要があります。
- B) 事業活動を担う人材の確保・育成、経営の安定・向上、新たな事業の創出の促進など、経営基盤の強化を推進する必要があります。
- C) 地場産業をはじめものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大、小売商業・サービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大など、産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化を促進することが求められています。
- D) 中小企業者や関係団体等との有機的な連携を推進する必要があります。
- E) 小規模事業者が地域の経済や社会の「担い手」として生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面でも大変重要な役割を果たしていることに鑑み、小規模事業者に配慮した取組を推進することが求められています。

(イ) グローバル化への対応

- A) 県内中小企業と海外企業とのビジネスマッチングを支援することにより、アジア諸国をはじめとした海外での市場開拓、販路拡大を促進する必要があります。
- B) 今後、特に市場の大きな成長が見込める中国など、アジア諸国をはじめとした海外からの誘客に向けた取組を進めるとともに、海外からの企業誘致の推進にも努める必要があります。
- C) 県内企業による国際展開や、海外からの誘客や企業誘致のため、滋賀の豊富な地域資源を活かした認知度向上に向けた取組を展開する必要があります。

(ウ) 成長産業の育成

- A) 再生可能エネルギー・再生可能エネルギー関連ビジネスや水環境ビジネスなど、滋賀らしい持続可能な産業振興を行う必要があります。
- B) 医療・健康分野における産業振興や付加価値の高いモノづくり基盤技術の振興を行うことが求められています。
- C) 地の利や知の集積を活かし、広域的な視点をもって成長戦略の拠点づくりに取り組む必要があります。
- A) 産業活動を支える基盤の整備を進めるとともに、広域的な物流拠点の形成を支援するなど物流産業の振興に努めることが求められています。

(エ) 新事業創出に向けた環境づくりの推進

- A) SOHOビジネスオフィスなどのインキュベーション施設における起業支援を推進する必要があります。
- B) 新事業を創出するため大学や研究機関と企業等を結びつけるなどのネットワークづくりを推進する必要があります。

(オ) 医療、福祉・介護、子育て分野のサービス拡大や創業の支援

- A) 障害者、企業、地域が連携した地域共同作業場の設置やNPO等の活動基盤の強化を支援する必要があります。
- B) 人口減少、少子高齢化が進行する中、全員参画型社会の実現に向けて、医療、福祉・介護、子育て分野のサービス拡大や創業を支援することが求められています。

(カ) 消費者の多様なニーズに対応した商業の推進

- A) 商店街をはじめ、地域住民やNPO、大学等も含めた多様な主体が参画し、地域の特色を活かしながら、消費者の多様なニーズを踏まえた中心市街地や商店街の活性化に取り組むことにより、まちのにぎわいを創出する必要があります。

(キ) 豊かな自然や優れた歴史・文化の観光資源を活かした観光産業の振興

- A) 琵琶湖・滋賀をキーワードとしたブランドの創造と発信、ターゲットを意識した継続的な情報発信強化など、観光地「滋賀」の認知度を向上し、多くの人に滋賀の地に訪れてもらうきっかけづくりを推進することが求められています。
- B) 滋賀の特色を際立たせる誘客活動の推進、学生・地域住民等による「観光交流」の推進など、「滋賀ならではの」素材や強みを活かした特色のあるツーリズムの展開を推進することが求められています。
- C) 本県での国体開催（平成36（2024）年）や、東京オリンピック・パラリンピックの開催時に、多くの来県者が見込まれることも視野に入れながら、来訪者を温かく迎える人材の育成、「観光交流」推進にむけた基盤の整備など、来訪者と居住者の双方がともに満足できる「観光交流」推進の体制づくりを推進する必要があります。

(ク) 商工業などの人材育成

- A) 学校や職業訓練機関などの関係機関と連携を図りながら、望ましい勤労観・職業観を育むキャリア教育や職業教育を推進する必要があります。
- B) 中小企業の人材育成の支援に向けて、企業ニーズに応じた能力開発・技術向上研修などのプログラムの充実を図るとともに、起業家マインドを有する人材の育成や大学でのリフレッシュ教育を推進することが求められています。
- C) 働く意欲のある女性や若者、日本での就労資格を持つ外国人などの就労促進のため、それぞれのニーズに応じたスキルアップを図ることにより、厚みのある人材を養成することが求められています。
- D) 県内の学生が県内企業に魅力を感じ、県内企業に就職し、働き続けたいと感じるよう、県内の小・中・高等学校や大学など一層連携し、望ましい勤労観・職業観を身につけさせる機会や職場見学、職場体験、インターンシップなどの機会の充実を図る必要があります。
- E) 県内産業の持続的かつ一層の発展を図るため、高齢者が持つ優れた技術、経験、ノウハウが県内の次の世代に継承されていくことを目指す必要があります。

(ケ) 産学官金民連携や地域間連携

- A) 企業ニーズと大学シーズの発掘やマッチングにより産学官の交流連携を推進するとともに、新技術・新事業の創出に向けた産学官の共同研究体の形成を促進することが求められています。
- B) 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、公益財団法人滋賀県産業支援プラザをはじめとした中小企業支援機関の連携により、中小企業の経営課題に対し、専門家派遣などを通じた一層の支援を行うことが求められています。
- C) SOHOビジネスオフィスなどのインキュベーション施設における起業支援から、民間、大学、行政などとのネットワークを活かし、育成・自立までの体系的な企業支援の推進を図る必要があります。

(コ) 農業の安定経営

- A) 認定農業者や集落営農組織等の担い手に対して「農地中間管理機構」を活用した農地の面的な集積や、経営の多角化・複合化、法人化を推進するとともに、集落ごとの農地利用や担い手の将来について話し合いを促進する必要があります。
- B) 就農希望者に対する就農相談や、農地情報の提供、また新規就農者に対する経営面・技術面での支援を進め、その定着を図ることが求められています。

(サ) 農業水利施設の保全と農村振興

- A) 農業生産を支える農業水利施設が良好な状態で次世代に引き継がれるよう、関係者が一丸となって効率的かつ計画的な保全更新を進めるアセットマネジメントを推進する必要があります。
- B) 農業・農村の多面的機能の維持・増進を図るため、農地・農業用水などの資源や豊かな自然環境を保全する地域ぐるみの共同活動を支援する必要があります。
- C) 中山間地域等において、集落協定等に基づき、耕作放棄地の発生を防止するため、農業生産活動を継続する農業者に対して支援する必要があります。
- D) 滋賀の農村の魅力を向上させ、来訪・宿泊者の増大と農村地域の活性化を図るため、体験交流型観光の受入体制の整備等を進めることが求められています。

(シ) 消費者と生産者をつなぐ

- A) 地産地消を推進するため、農畜水産物生産者、食品製造・販売事業者など多様な団体・企業等との連携により、「おいしが うれしが」キャンペーンの取り組みを進めるとともに、直売所の活性化や学校給食などにおける地場産農畜水産物の利用拡大を図る必要があります。
- B) 近江米、近江牛、近江の茶、湖魚など滋賀を代表する食材のブランド力の向上を図るとともに、伝統野菜等の県外での認知度向上を図り、県外への県産農畜水産物の流通促進を図ることが求められています。
- C) 近江米のブランド力を高めるため、温暖化に適応できる本県育成の新品種「みずかがみ」の加速的な作付拡大と流通販売を促進する必要があります。
- D) 滋賀県産の農畜水産物等の輸出を促進するため、セミナーの開催等により、輸出

に意欲的に取り組む事業者の拡大を図ることが求められています。

- E) 6次産業化の取組を促進するため、「総合化事業計画」の作成と実践に向け、6次産業化プランナーを派遣するほか、多様な事業者と連携したネットワークの構築を促進し、新たな商品開発や販路開拓等を支援する必要があります。
- F) 食の安全と消費者の信頼確保を図るため、県産農畜産物の生産段階における自主的な生産工程の管理を促進するとともに、家畜伝染病の予防の徹底を図ることが求められています。

(ス) 需要に応える農畜産物づくり

- A) 需要動向に即した主食用米の計画生産を進めるとともに、主食用米を作付けしない水田においては、麦、大豆、野菜や加工用米等の作付けを推進することにより水田の高度利用を図る必要があります。
- B) 野菜の県内自給率向上を目指し、野菜を水田農業の戦略作物として位置付け、キャベツやブロッコリー、カボチャなどの生産拡大を支援する必要があります。
- C) 近江牛の安定的な生産に向け、県内で繁殖することで子牛を確保し、それを肥育する一貫生産の体制づくりを支援するとともに、肉質や肉量など能力が高い繁殖牛を確保することが求められています。
- D) 新興のブランド牛との差別化を図るため、近江牛の飼育情報や販売動向、枝肉格付、牛肉脂肪の質（オレイン酸）に係るデータを収集・解析するなど、売れる近江牛の生産・ブランド戦略を構築する取組を支援する必要があります。

(セ) 環境こだわり農業と温暖化対策

- A) 環境こだわり農業を支える生産技術の一層の普及拡大や認証制度をもとにしたブランド化など、環境こだわり農産物の生産・流通を促進するとともに、「食べることで、びわ湖を守る。」を合言葉に、環境こだわり農業への県民の理解促進や琵琶湖・淀川流域の消費者に対しても認知度の向上を図り、消費拡大を進めることが求められています。
- B) 家畜ふん堆肥等の地域資源を土づくりに有効利用する資源循環型農業を推進するとともに耕畜連携による良質な家畜ふん堆肥の生産・利用体制の整備を推進する必要があります。
- C) 農業濁水の流出を削減するための技術の普及や、農業排水を再利用する循環かんがい等の取組に支援するなど、農村地域の良好な水循環の確立を図ることが求められています。
- D) 琵琶湖の魚が田んぼに上りやすくする魚道づくり「魚のゆりかご水田プロジェクト」など、生物多様性の維持・回復を目指した取組を普及・拡大する必要があります。
- E) 農業分野等において、温暖化緩和策、温暖化への適応策を総合的・計画的に推進する必要があります。

(ソ) 水産業の再生

- A) セタシジミの漁場となる砂地の造成や、ニゴロブナ等の産卵繁殖場として機能するヨシ帯の造成等を進めるなど、自然生産力の向上を図るとともに、在来魚の内湖における産卵繁殖機能の可能性を評価する必要があります。
- B) 漁獲対象として重要なニゴロブナ、ホンモロコ、ビワマス、セタシジミ、アユ等の水産資源の維持・増大を目指すとともに内水面漁場における種苗放流等による水産資源の増大や、養殖による魚介類の増産を図る必要があります。
- C) 水産有害生物から漁場を保全するため、魚食性の強いオオクチバスを重点に、外来魚の徹底捕獲駆除を継続し、また、カワウについては、防鳥糸等による被害防除を継続するとともに、営巣地を中心とした効果的な捕獲を推進する必要があります。
- D) 漁獲量の増大に併せて、その販売の拡大等により漁業経営の安定、漁業協同組合の経営基盤の安定強化により、漁業者が自主的に資源管理を行う資源管理型漁業を進め、水産資源の安定維持を図ることが求められています。

(タ) 森林の保全と林業の振興

- A) 森林がCO₂の吸収源としての役割を果たせるよう、総合的で計画的な間伐対策を実施するとともに、間伐材の搬出を積極的に実施し、間伐材の活用促進に努めることが求められています。
- B) 環境林や長伐期林への誘導、里山の整備の推進とともに、山地災害の防止を図るなど、効果的な森林の保全に取り組むとともに、森林を健全な姿で保全し、適正な更新を図るため、関係機関と連携したニホンジカ等の被害対策などに取り組むことが求められています。
- C) 森林の価値や森林づくりの必要性を普及啓発するとともに、企業等多様な主体による森林づくりに取り組む必要藻あります。
- D) 生産の低コスト化、加工技術の向上、流通の効率化により県産木材の安定供給体制を整備強化するとともに、公共建築物等での木材利用を促進して、森林資源の有効利用を図ることが求められています。
- E) 森林経営・路網整備を提案する森林施業プランナーや高性能林業機械オペレーターの育成などに取り組む必要があります。